

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1030	1030101	外国人看護師の就労制限の撤廃	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」(出入国管理及び難民認定法第7条)として、「三 申請人が保健師、助産師、看護師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第1条第1項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後4年以内の期間中に研修として業務を行うこと」(同法省令)とあり、 <u>外国人が日本の看護師資格を取得した場合、4年間のみの研修としての業務以外は認められていないが、特区においては、この制限を撤廃し、海外における看護師資格の取得者については、就労ビザ(医療)を発給し、更新可能な1年又は3年の就労資格を与えるものとする。</u>	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。 一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。 しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1038	10381021	外国人看護師の就労制限の撤廃	・外国(日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認められた国のみ)で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・ <u>外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和(在留期間を更新が不可能な4年間から更新可能な1年又は3年に変更)</u>	資格の相互認証が認められれば、弊社が海外で看護師資格を有しているものを募集し、選抜を経て来日(ビザは更新可能な1年又は3年の在留期間を持つ看護師向けの医療ビザ)する。一定期間の日本語等教育、日本医療習慣等の外国人向けの研修と一般派遣前研修を経て、派遣先へ派遣される。	就労開始までの間に時間を要することは、それだけ派遣実施までかなりの時間を費やすことになる。派遣には迅速な対応が必要である。外国人の受け入れに対する煩雑な手続きが一部省略できる。日本において就労経験を有しかつ日本での就労意欲がある外国人看護師については、在留期間を現状4年間から延長可能な在留資格とすべき。彼/彼女らは、我が国の医療を下支えに寄与していると思われ、その有効かつ適切な活用をしていく選択肢を作るべき。ビジネスの観点から、実際の業務に就くまで、派遣先から認められるまでは、かなりの時間と費用が先行投資が必要。その費用等を回収しビジネスとして回っていくためには4年程度の就労期間では不可能でありこれを改めるべき。 規制緩和により長期的な活動が可能になれば、スタッフの業務面だけでなく、両国間の文化交流の深耕による友好関係の更なる向上等の文化面についてもその効果を見込める。外国人看護師の質について、最近では、東アジア地域でも医療について学問的にも、技術的にも従来よりかなりレベルが向上していると考えられ、日本と比べてみても遜色はないと考えられる。例えば既にフィリピンでは2002年度で総計12,000人以上の看護師がサウジアラビアや英国等の各国で就労している実績があり、これだけの実績を上げるにはそれなりの看護レベルを保持していないと不可能と思われる。よって同国の看護師レベルでは日本においても対応することは充分可能。将来的にはEUのドイツと英国のような相互認証をとるかたちで看護業務を行なうことを許可し、世界規模での看護師の派遣が実現できるようにお願いしたい。少なくとも1年未満の研修を経て看護師資格を付与する、若しくは、准看護師相当の資格(正看護師への一定期間後の受験を義務づける)を付与するといった多様な外国人看護師育成のための設計をお願いしたい。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	医療・介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル」	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースも多く、職員の過剰労働に対応されているケースもある。弊社はそこをビジネスチャンスと捉え現在国内で行っている「トラベリングナース」モデルを東アジアに展開することにより東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。
1043	10431011	外国人看護師の就労制限の撤廃	現在、外国人が日本で看護師として就労するためには、厚生労働大臣等の指定する看護学校で入学・卒業し、国家試験に合格しなければならない。また、合格後に日本の医療機関で就労する場合も研修目的で4年間限りの在留期間しか認められていない。 <u>特例措置によって、自国の看護師資格を有し、一定の実務経験と日本語能力があると認められた者については、日本の看護専門学校の最終学年(3年次)を修了すれば看護師国家試験の受験資格を与えることとし、当該資格取得後に更新可能な在留資格(「医療」)を付与するものとする。</u>	1.海外の提携病院等において募集を行い、応募した外国人看護師を書類選考等で選抜する。(編入資格については代替措置の欄参照) 2.当院併設の麻生医療福祉専門学校看護科(3年課程)の3年に編入し、教育研修を実施する。(2名程度を想定) 3.看護師国家試験を受験。合格した場合は麻生飯塚病院にて就労、不合格の場合は帰国させる。	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢化率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な在留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後は特定病院において就労する。これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。	福岡県	株式会社麻生飯塚病院	地方での外国人看護師の就業プロジェクト	本プロジェクトは首都圏に比べて高い高齢化率を持つ地域の特定病院(麻生飯塚病院等)で外国人看護師を試験的に受け入れることで、将来的な看護師不足に対応する礎となることを内容・目的としている。特区では、就労経験を持つ外国人看護師に対して、自前の看護師養成学校の最終学年への編入と日本の看護師国家試験に合格すること等を条件として、日本人と同等な看護師資格と更新可能な在留資格を付与する規制緩和を行う。資格取得後は特定病院において就労する。これによって、特定病院において外国人の受入のノウハウを蓄積することになり、将来の少子化による看護師不足対策及び今後の国際化の進展によって外国人向け医療の拡充に貢献する。
1045	10451011	外国人看護師の就労制限の撤廃	フィリピン人看護師有資格者については、看護師国家試験を合格した等との条件によって、日本の看護師資格を付与する。もって現行の研修目的の4年限りの条件は撤廃する。 また、看護師国家試験の受験要件については、日本と相当と認められるフィリピンの看護学部(大学相当)を卒業したものの、フィリピンの看護師資格を有することを必要十分な条件として日本の看護師国家資格の受験資格を付与する。もって現行の日本の看護師養成学校等を卒業する要件は撤廃する。	本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院として、フィリピン人看護師の現地での選抜、日本語等学習支援、日本での日本語等学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン人看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	・本プロジェクトは、少子高齢化が急速に進む日本で医療人材が不足し高齢者向け医療が増加することに対する日本国政府の医療人材の確保への対応は不十分であり、医療への外国人人材の受け入れを通して国の医療人材の確保の対策を補うことを目的とする。その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人看護師を試験的に受け入れる。 ・また当会は過去にフィリピン人看護師2名を育成プロジェクトに関与しており、日本語学校留学から、専門学校の受験、国家試験の受験、4年限りの就労先の病院としてその現場を見てきており、受け入れ経験が蓄積されている。今後受け入れが進む場合は、受け入れ対象病院に相応しい。 ・現在外国人看護師有資格者は日本の看護学校を卒業しなければ日本の看護師国家試験を受験する資格が与えられないが、海外で日本と相当と認められる看護師資格を保有する者に受験資格を与えるべきであり、研修期間4年の制限も撤廃する。これは、フィリピン人看護師の選択の幅を広げることにも繋がるばかりでなく、日本で看護師試験を受験する労苦を考慮すると、日本人と外国人の就労機会における公平性といった観点から規制緩和をすべきである。 ・本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の病院は仙酔会の病院であるはりまクリニック、はりま病院、及び、いなみ野病院とし、フィリピン人看護師の現地での選抜、日本での日本語学習支援や生活補助を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン人看護師の受入準備を2006年前後から開始したい。	兵庫県	特定医療法人社団仙酔会	医療へのフィリピン人看護師の受け入れ促進	少子高齢化が急速に進む日本において、医療人材が不足し医療が高度化する中で、近い未来に医療を担う人材が足りるの強い懸念を有している。本プロジェクトは国が推進する医療人材の確保を補うことと目的であり、その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人看護師を試験的に受け入れることをその内容とする。 当会は過去にフィリピン人看護師2名を育成した経験を有し、プロジェクトが不要な規制によって様々な艱難を受けてきた経験を有する。そのような経験から日本の看護師試験を合格すれば日本人と同等の看護師資格を与える道を開くべきであり、研修期間4年制限(再就労不可)も撤廃をすべきと考える。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1062	10621011	外国人看護師の就労制限の撤廃	<p>日本人看護師の就労環境の確保、コミュニケーションミスによるヒアリハットの防止といった観点から現在外国人が看護師になることに不必要に高いハードルを設けている。しかしながら、今後の少子高齢化及び国際化の流れの中、外国人も高い専門性と技能を有するとみなされる者に限り、日本の看護師国家資格の取得を条件に日本での就労が可能となる特例措置を講ずるべき。具体的には、<u>現在、外国人看護師は、日本の看護師国家資格を取得しても研修目的として4年のみの就労に限られているが、この期間制限を撤廃し在留資格の更新が可能にする。</u>現行制度では、日本の看護師国家資格の取得には、日本の看護師養成校を卒業する必要があるが、フィリピンの看護師資格保有者に限り、日本の看護師国家試験の受験資格を与える。</p>	<p>ベトナム人看護師の受け入れで培った経験を生かし、日本とフィリピンとのFTA交渉でもフィリピン側要望で取り上げられているフィリピン人看護師の日本における就労を当病院で実施する。</p> <p>(具体的な事業の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フィリピン人看護師は、4年制大学を卒業した者が対象。 2. 現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。なおAHPが実施したベトナム人看護師育成のケースでは現地で17ヶ月をかけて教育し日本語検定2級を取得している。 3. AHPが実施する日本語教育を履修し、卒業試験、面接等によるチェックを行い、訪日のための在留資格「医療」を与える。 4. また、フィリピンの就学期間は日本の看護学校卒より1年短いため、同カリキュラムを履修することで、日本の看護学校卒業と同等以上の知識及び技能を有すると認める。 5. 日本において看護師国家試験に合格(3月)した後は、4月以降、実際の勤務を当病院にてOJTから開始し、特に勤務に十分なコミュニケーション能力を備えるまでの間は、看護助手として勤務する。日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員としても有効活用できるメリットがある。 	<p>我が国は、少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入している。社会保障費用は、80兆円と国家予算に匹敵している。そのような中、年金ばかりでなく、医療や介護の現場で将来、出生率1.29の現状で高齢者を誰が、看護、介護するのが今から検討する必要がある。一方、我が国は資源をもたない国であり、誇れるものは、優秀な人材とその知恵から創造される、さまざまな商工業製品である。FTA交渉は、世界経済の中で日本が率先して成功させねばならない分野である。このように、日本の将来の人口動態と経済構造をマクロで眺めた時、外国人の優秀なプロフェッショナルを我が国で活用することは、我が国にとって大きな利益であり、また、国際的な人材交流の観点からは大いにアセアンに貢献できるものと確信する。当病院は、AHP協同組合が平成6年から国際貢献の一環として実施してきた「ベトナム人看護師養成支援事業」に協力し、これまで数名のベトナム人看護師を当病院で実際に看護師として受け入れてきた。残念ながら、同支援事業は規制をクリアするために莫大な経費を要したことなどから第8期生をもって新規募集を今年打ち切ったが、これは、「日本の看護師学校養成所を卒業し、日本の看護師免許を取得した外国人は、医療の在留資格を取得しても、4年間の研修として業務に従事することが可能」旨の厚労省通達が存在しているからである。これまで、ベトナム人看護師達は、まず、日本の看護師養成校の入学資格である「日本語2級」を取得するため17ヶ月間、集中的に日本語を学習し、外国人人数制限の範囲内で看護専門学校に入学し、日本人と同様に日本の看護学校に3年通い、日本の国家試験を日本語でパスしているにも関わらず、上記通達によって、4年間しか日本での就労が認められず、ビザを更新することが許されないままベトナムに帰国せざるを得ない</p> <p>一方、現在、FTA交渉にてフィリピンからも看護師・介護労働者の受け入れが要請されていると報道で取り上げられており、日本の看護師国家資格を日本語でパスした外国人は明らかに専門労働者であり、「専門労働者は積極的に受け入れる」という日本の入管政策にも合致する。フィリピン人看護師は、4年制大学を卒業し、米国のカリキュラムに準拠していることから、多数のフィリピン人看護師が就労する英、米、中東でも優秀と評判が高い。現地で必要となるリクルートから日本語教育等は、AHPネットワーク協同組合に委託する。しかも、フィリピンの場合はベトナムのケースと異なり、既に現地の大学で看護師になるために4年間の学習を経て看護師資格を取得し、かつ日本語を学習した上で日本に来るので、再度日本で3年間も看護学校に通うのは明らかに重複する。日本とフィリピンの科目内容をチェックし、日本で補講や実習が必要な場合には、夜学等就労しながら学習できるようなシステムが必要である。また、日本語の習得にはODAを活用し、現地に日本語講師を派遣したり日本の看護学校で教える内容を現地で教育できる専門家を派遣し、日本の国家試験対策に備えるための支援を行うことは、優秀ではあるが資金の余裕のないフィリピン人看護学生にも門戸を広げることもつながる。また、当病院のある船橋市には人口56万人のうち9800人の外国人が居住しており、日本語があまり上手くない外国人患者に対しては、これまでボランティアによる通訳を介して対応している。しかし、医療の専門用語までは分からないため、日本語、外国語双方の医療用語が話せる人材のニーズは高まる一方である。</p>	千葉県	医療法人 弘仁会 板倉病院 理事長 梶原 優	船橋市における医療の国際化に向けた外国人看護師活用構想	我が国は少子高齢社会と世界一の長寿社会に突入し、社会保障費用は80兆円と国家予算に匹敵する中、出生率1.29の現状で高齢者を誰が、看護、介護するのがこの対応に迫られている。国際的な人の移動が進む中、当病院は厳しい規制の中でベトナム人看護師を受入れてきた。今後、フィリピン人看護師を受入れるに際し、日本の看護師国家資格を取得しても4年限りの就労制限期間の撤廃と、フィリピンの看護師資格保有者に日本の看護師国家試験の受験資格を与えることを特区で要求する。船橋市は人口56万人のうち9800人の外国人が居住しており、日本語を苦手とする外国人患者に対する通訳兼医療相談員のニーズがある。
1100	11001011	外国人看護師の就労制限の撤廃	<p>外国人看護師に対しては<u>現在研修目的の4年間限りの就労が認められているが、更新可能なビザに改める。</u>またフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を経たものに対して、ビザ(医療)を発給し、看護師として就労を許可する。</p>	<p>フィリピンの看護師有資格者が現地において日本語教育を受け、日本語能力検定2級レベルの能力、併せて、実際の医療・看護の現場において使用される日本語の知識について学習を行う。なお、この日本語教育は、「AHPネットワーク協同組合」とフィリピンにおける同現地法人「フィルズライフ・サービス・インク」に委託する。現在受け入れを行っているベトナム人看護師については本人が希望すれば継続して4年を超えて就労することを許可する。教育終了後、当法人が在留資格の認定申請を行い、フィリピンの看護師資格を基にビザ(医療)の発給を得、来日を実現したいと考えている。また就労後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。就労場所は、当医療法人下の病院、診療所、介護老人保健施設、デイサービスセンターなど。当面の受入人数は、30名程度を上限とする。優秀な看護人材を安定的に受入れることにより、看護の充実を目指す。</p>	<p>(就労年数の上限を撤廃する規制緩和)</p> <p>外国人看護師にとっては、日本語の習得・看護師養成学校の受験や通学に多大な労力を要しており、それを活かして、医療機関での経験を蓄積する期間としては極めて短い。4年後も日本において働きたいという本人の意思を尊重すべきであり、日本人と同じ資格を有する外国人への公平性を配慮すべきである。受入側としても、日本語教育や看護師養成にかかる負担が大きいものとなっているが、4年間は「実地教育を兼ねた期間」でもあり、病院側にこれから貢献していこうとする時期で、短すぎると言わざるを得ない。今後の少子高齢化の中で、雇用確保の観点からも外国人看護師の受け入れは、看護師の安定的な雇用確保に繋がり、看護の充実に資すると考えている。</p> <p>(相手国の看護師資格を条件にビザ(医療)の発給を行う規制緩和)</p> <p>今までの「ベトナム人看護師養成支援事業」への参加経験から、外国人看護師の受け入れは十分可能なプログラムであると考えている。まずはフィリピン人看護師に限り受け入れを行う。フィリピンの看護師のレベルは高く、これは、A)看護師養成が大学学部によって行われ高いレベルが担保されていることや、B)15万1千人の看護師が国外で就労している実績があり、受入国において一定の評価を得ていること等が理由として挙げられる。昨今の政治的課題とされている自由貿易協定交渉においても、強く看護師等の受け入れを求めているなど相手国のニーズや政治的課題に答えることにも資すると考えられる。将来的には派遣国をフィリピンから東アジア・東南アジア諸国にも広げていきたいと考えている。またこの構想が広く実現されれば、日本がアジア地域の医療の発展に貢献し、国際的な人の移動といった側面からもシンボリックな存在になると確信している。入国後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。優秀な看護人材を安定的に受け入れることにより、看護の充実に資すると考えられる。</p>	広島県	医療法人 あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と相手国の看護師資格を基にビザ(医療)の発給を可能にする構想	医療法人あかね会は外国人看護師の受入経験を有し、この経験から右の規制緩和が必要である。外国人看護師の就労期間上限を4年間限りから更新可能としたい。これは同じ資格を有する外国人看護師に対する機会均等といった観点と、将来の少子高齢化の中で外国人看護師の受け入れが看護師の安定的確保に資するとの観点からのもの。まずはFTA交渉を行うフィリピンの看護師資格を条件に、現地研修による一定の日本の医療慣習も含めた日本語能力を有する者に対し、日本での看護業務の許可を願いたい。これは今後の国際化の進展の中で、一番無理のない自然なスキームとしての提案であり、入国後、本人の看護師国家試験受験を妨げるものではない。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1307	13071011	外国人看護師の就労制限の撤廃	フィリピンにおいて看護師の資格を取得した者については日本の看護師国家試験を受験できるものと国家試験合格者は4年を超えて看護業務に従事できるものとする。	フィリピン人看護師に株式会社日立製作所日立総合病院に併設する日立看護専門学校への留学(看護師国家試験前6~7ヵ月間)を経て日本の看護師資格を取得させ、勤務終了後毎日1時間程度の日本語教育と英語の使える者をプリセプターとするなどしながら株式会社日立製作所日立総合病院において看護業務に従事させる。	株式会社日立製作所日立総合病院は茨城県北部の地域中核病院であるが慢性的に20~30名の看護師が不足しているばかりでなく、看護師総数380名のうち学卒看護師はわずか9名であり、高度先端医療を指向する当病院としては学卒看護師の確保が重要な課題となっている。しかしながら茨城県北部に所在するという採用活動上不利な地理的条件と看護学部を有する県内の大学が極めて少数であること等から今後当病院が必要とする学卒看護師の確保は極めて難しい状況にある。加えて現在茨城県では東北地区救命救急センターの当院への設置が検討されており、この構想が現実となった場合には、高い看護スキルを有した20名程度の看護師確保が更に必要となることから規制の特例適用を申請するもの。	茨城県	株式会社日立製作所日立総合病院	フィリピン国看護学部卒看護師雇用プロジェクト	当院は日立医療圏(29万人)における地域中核病院として高度専門医療を指向しているが、医療の高度化・専門化にともない「質の高い看護」が求められる中、当院の学卒看護師は9名(総数380名)に過ぎない。当院所在地が茨城県北部にあるという地理的条件や日立医療圏内の看護学部が本年開設の1校であること等から学卒看護師の確保は極めて困難な状況にある。このような状況を打開し地域の社会的要請に応え「質の高い看護」を実現するためフィリピン人学卒看護師の就業が可能となるよう保健師助産師看護師法第21条第4項の規制緩和及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の規制緩和を申請する。
1030	10301012	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」(出入国管理及び難民認定法7条)として、「三 申請人が保健師、助産師、看護師又は准看護師としての業務に従事しようとする場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第1条第1項に規定する学校、養成所又は准看護師養成所を卒業又は修了後4年以内の期間中に研修として業務を行うこと」(同法省令)とあり、外国人が日本の看護師資格を取得した場合、4年間のみの研修としての業務以外は認められていないが、特区においては、この制限を撤廃し、海外における看護師資格の取得者については、就労ビザ(医療)を発給し、更新可能な1年又は3年の就労資格を与えるものとする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものと予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1030	10301020	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	現行法令上、「・・・看護師になるうとする者は・・・看護師試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」(保健師助産師看護師法7条)「看護師でないものは、第5条に規定する業をしてはならない」(保健師助産師看護師法第31条)として、日本の看護師国家試験に合格した者でなければ、海外の看護師資格のみでは、在留資格・就労資格がないとしているが、特区においては、海外における看護師資格に相当する免許取得者について日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものと予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし、現在、日本国内で看護師として入国し、看護業務に従事するためには、日本の看護学校を卒業し、日本の看護師資格を取得しなければならない。今後、日本国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、日本の看護師資格と同等以上と認めることができる場合には、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、海外の看護師資格取得者についても入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。
1038	10381022	看護師資格の相互認証等による外国人看護師への在留資格の付与	・外国(日本の看護師レベル相当以上の国と厚生労働省が認めた国のみ)で日本の看護師資格に相当する資格を得た者に対する「医療」の就労できる在留資格の取得 ・外国人看護師に対し設定されている研修期間制限の緩和(在留期間を更新が不可能な4年間から更新可能な1年又は3年に変更)	資格の相互認証が認められれば、弊社が海外で看護師資格を有しているものを募集し、選抜を経て来日(ビザは更新可能な1年又は3年の在留期間を持つ看護師向けの医療ビザ)する。一定期間の日本語等教育、日本医療習慣等の外国人向けの研修と一般派遣前研修を経て、派遣先へ派遣される。	就労開始までの間に時間を要することは、それだけ派遣実施までかなりの時間を費やすことになる。派遣には迅速な対応が必要である。外国人の受け入れに対する煩雑な手続きが一部省略できる。日本において就労経験を有しかつ日本での就労意欲がある外国人看護師については、在留期間を現状4年間から延長可能な在留資格とすべき。彼/彼女らは、我が国の医療を下支えに寄与していると思われ、その有効かつ適切な活用をしていく選択肢を作るべき。ビジネスの観点から、実際の業務に就くまで、派遣先から認められるまでは、かなりの時間と費用が先行投資が必要。その費用等を回収しビジネスとして回っていくためには4年程度の就労期間では不可能でありこれを改めるべき。規制緩和により長期的な活動が可能になれば、スタッフの業務面だけでなく、両国間の文化交流の深耕による友好関係の更なる向上等の文化面についてもその効果を見込める。外国人看護師の質について、最近では、東アジア地域でも医療について学問的にも、技術的にも従来よりかなりレベルが向上していると考えられ、日本と比べてみても遜色はないと考えられる。例えば既にフィリピンでは2002年度で総計12,000人以上の看護師がサウジアラビアや英国等の各国で就労している実績があり、これだけの実績を上げるにはそれなりの看護レベルを保持していないと不可能と思われる。よって同国の看護師レベルでは日本においても対応することは充分可能。将来的にはEUのドイツと英国のような相互認証をとるかたちで看護業務を行なうことを許可し、世界規模での看護師の派遣が実現できるようにお願いしたい。少なくとも1年未満の研修を経て看護師資格を付与する、若しくは、准看護師相当の資格(正看護師への一定期間後の受験を義務づける)を付与するといった多様な外国人看護師育成のための設計をお願いしたい。	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、愛知県、福岡県、沖縄県、北海道	セントスタッフ株式会社	医療 介護分野におけるWINWINトラベリングナースシステムビジネスモデル	弊社は医療・福祉分野に特化した人材派遣会社。今後益々進展していく少子高齢化の中で弊社をご利用頂いている病院・介護施設が少なくとも一時的な看護師不足に悩まされているケースが多く、職員の過剰労働に対応されているケースもある。弊社はそこをビジネスチャンスと捉え現在国内で行っている「ラベリングナース」モデルを東アジアに展開することにより東アジアで看護師資格を持ち弊社と今後提携する病院に勤務する優秀な外国人看護師を日本語や日本医療プラクティスの事前研修を行い、希望する病院・介護施設に1年程度派遣する。このための規制緩和をお願いしたい。これには入管の迅速な手続きや看護師法等の規制緩和が必要不可欠となる。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1095	10951010	フィリピン人看護師資格を有する者の看護師としての就労許可	本提案においては、フィリピンとのFTA締結後、フィリピンの看護師資格取得者に就労可能な「医療」の在留資格を与えるとともに、日本の看護師資格を付与し、国内における看護師としての就労を可能とさせる。	英語の堪能なフィリピン人看護師を当病院にて受け入れ、医療通訳兼看護師として就労させる。現地での選抜面接や生活に必要最低限の日本語の習得(日本語検定3級)後、最初の1年程度は、当病院で既に勤務している通訳を補助するため、外国人患者に対する医療相談員として勤務する。この期間に看護師として勤務するのに必要な日本語を現場研修及び竹田看護専門学校の協力を経て実施する。一定のレベルに達したことが確認された後、医療現場に看護師として参加する。	福島県には平成15年12月末現在12,673名の外国人が居住している。会津若松市には692名の外国人が居住しており、同市における人口1,000人当たりの外国人の割合は5.9人である。特にコンピュータ理工学部単科の大学である会津大学は、教授の約半分を外国人がしめており、教授とその家族が同市に住んでいる関係で地方都市にしては外国人居住者が意外に多いのである。会津地方全体では1,411名の外国人が居住している。また、当院に受診している平成15年8月末現在の外国人患者数は414名で、そのうち27名が東京など会津地方以外からの患者である。当院への外国人の受診ニーズは非常に高く、専任の医療通訳2名(米国人と中国人、英語、スペイン語、中国語)を配置し外国人の受診サポートを行っている。医療通訳がいることが多数の外国人受診につながっている。外国人にとって日本の病院で診療を受けるにあたって2つの問題がある。一つ目はコミュニケーションつまり言葉の問題、2つ目が医療内容に関する問題である。一つ目の問題は外国人医療通訳がいることにより緩和されるが、2つ目の問題は医療専門職(医師や看護師)だけが解決できる問題である。そこでこの問題解決のためには、外国人看護師の勤務が求められる。外国人看護師が勤務していることにより、日本と外国の医療との差異を理解しその差異を補う看護の提供が期待できるからである。外国人医療通訳による受診サポートから継続して、外国人看護師による医療現場(手術や分娩等)での看護が提供されることは外国人にとって大きな安心につながる。これにより医療提供側(病院)と受診する外国人双方にメリットが出てくる。特にフィリピン人看護師は北米、欧州、中東その他世界各地に就労しているため、日本の医療を理解したうえで現場に勤務すれば2つ目の問題解決に大きな役割を期待することができる。	福島県	財団法人竹田綜合病院	外国人患者の多い病院における外国人看護師の受け入れ	会津若松市に位置する当院は、平成15年8月現在で414名の外国人患者を抱えるなど外国人の受診ニーズが非常に高く専任通訳2名を配置し外国人の受診サポートを行っている。しかし、これら通訳は医療の知識がないため、当院の医師、看護師との意志の疎通が困難な場合が多い。このため、英語に堪能なフィリピン人看護師を受け入れることにより、医療通訳として活用できる他、医療現場においても外国人にとって大きな安心につながるメリットがある。
1100	11001012	看護師資格の相互認証等による在留資格の付与	外国人看護師に対しては現在研修目的の4年間限りの就労が認められているが、更新可能なビザに改める。またフィリピンの看護師資格を条件として一定期間の日本語教育を終ったものに対して、ビザ(医療)を発給し、看護師として就労を許可する。	フィリピンの看護師有資格者が現地において日本語教育を受け、日本語能力検定2級レベルの能力、併せて、実際の医療・看護の現場において使用される日本語の知識について学習を行う。なお、この日本語教育は、「AHPネットワーク協同組合」とフィリピンにおける同現地法人「フィルズライフ・サービス・インク」に委託する。現在受け入れを行っているベトナム人看護師については本人が希望すれば継続して4年を超えて就労することを許可する。教育終了後、当法人が在留資格の認定申請を行い、フィリピンの看護師資格を基にビザ(医療)の発給を得、来日を実現したいと考えている。また就労後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。就労場所は、当医療法人下の病院、診療所、介護老人保健施設、デイサービスセンターなど。当面の受入人数は、30名程度を上限とする。優秀な看護人材を安定的に受け入れることにより、看護の充実を目指す。	(就労年数の上限を撤廃する規制緩和) 外国人看護師にとっては、日本語の習得・看護師養成学校の受験や通学に多大な労力を要しており、それを活かして、医療機関での経験を蓄積する期間としては極めて短い。4年後も日本において働きたいという本人の意思を尊重すべきであり、日本人と同じ資格を有する外国人への公平性を配慮すべきである。受入側としても、日本語教育や看護師養成にかかる負担が大きいものとなっているが、4年間は「実地教育を兼ねた期間」でもあり、病院側にこれからの貢献していかうとする時期で、短すぎると言わざるを得ない。今後の少子高齢化の中で、雇用確保の観点からも外国人看護師の受け入れは、看護師の安定的な雇用確保に繋がり、看護の充実に資すると考えている。 (相手国の看護師資格を条件にビザ(医療)の発給を行う規制緩和) 今までの「ベトナム人看護師養成支援事業」への参加経験から、外国人看護師の受け入れは十分可能なプログラムであると考えている。まずはフィリピン人看護師に限り受け入れを行う。フィリピンの看護師のレベルは高く、これは、A)看護師養成が大学学部によって行われ高いレベルが担保されていることや、B)15万1千人の看護師が国外で就労している実績があり、受入国において一定の評価を得ていること等が理由として挙げられる。昨今の政治的課題とされている自由貿易協定交渉においても、強く看護師等の受け入れを求めているなど相手国のニーズや政治的課題に答えることにも資すると考えられる。将来的には派遣国をフィリピンから東アジア・東南アジア諸国にも広げていきたいと考えている。またこの構想が広く実現されれば、日本がアジア地域の医療の発展に貢献し、国際的な人の移動といった側面からもシンボリックな存在になると確信している。入国後、本人が希望すれば日本の看護師国家試験の受験を妨げるものではない。優秀な看護人材を安定的に受け入れることにより、看護の充実に資すると考えられる。	広島県	医療法人あかね会	外国人看護師の就労期間の上限の撤廃と相手国の看護師資格を基にビザ(医療)の発給を可能にする構想	医療法人あかね会は外国人看護師の受入経験を有し、この経験から右の規制緩和が必要である。外国人看護師の就労期間上限を4年間限りから更新可能としたい。これは同じ資格を有する外国人看護師に対する機会均等といった観点と、将来の少子高齢化の中で外国人看護師の受け入れが看護師の安定的確保に資するとの観点からのもの。まずはFTA交渉を行うフィリピンの看護師資格を条件に、現地研修による一定の日本の医療慣習も含めた日本語能力を有する者に対し、日本での看護業務の許可を願いたい。これは今後の国際化の進展の中で、一番無理のない自然なスキームとしての提案であり、入国後、本人の看護師国家試験受験を妨げるものではない。
1030	10301030	国内で介護業務に従事しようとする者の入国の容認	現行法令上、「入国審査官は、・・・当該外国人が次の各号に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうか審査しなければならない」として、「申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動・・・又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位・・・を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。」(出入国管理及び難民認定法第7条)となっており、外国人が【介護】の業務に携わって在留・就労することができないが、特区においては、別表第一の二の表に【介護】の欄を加え、就労を可能にする。	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。	高齢化に伴い介護や医療への需要は増大しつつあるが、少子化に伴い労働人口は減少しつつあり、殊に介護・看護分野においてはその労働力不足が顕著なものとなることが予想される。一方、北米をはじめとする諸外国においては、フィリピンをはじめとする東アジア諸国から、多くの優秀な介護・看護人材を受け入れており、それは既に一般化している。しかし現在、介護業務に従事しようとする者の入国は認められていない。今後、国内の労働人口が減少を考えると、海外からの労働力を受け入れ、介護・看護人材の不足を補填する必要性は極めて高い。そのために、海外の看護師資格を取得している場合には、訪問介護員養成研修を受けることと、日本語によるコミュニケーション能力を前提として、国内で介護業務に従事しようとする海外からの入国希望者について入国及び就労を容認することが不可欠であると考えられる。	東京都	ヒューマンホールディングス株式会社	東南アジア諸国からの介護・看護人材の育成・受入構想	海外からの優秀な介護・看護人材の育成・受入に関する規制の緩和により、東南アジア諸国において現地の人材を対象とした介護・看護教育と日本語教育を通じて、日本語によるコミュニケーションが可能な介護・看護資格取得者を育成し、その人材を日本国内に受け入れ、介護スタッフまたは看護師として当社の介護施設やその他の介護施設・病院等への派遣を行うことを可能にする。これにより、少子高齢化に伴う介護・看護人材の不足の解消を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1044	10441010	外国人介護労働者の受入れ	現在、介護人材向けの就労可能な在留資格は無い。 そこで、当該在留資格を新設する。 就労ビザを取得する要件は、フィリピンで介護資格を有し介護施設において3年間の就労経験を持っていることを条件とする。	フィリピン人介護人材(有資格者)が、フィリピンの介護施設において3年以上の実務経験を積む。 FTA交渉においてフィリピンで日本語教育を実施する見込みであり、そのスキーム等を利用して日本語を学習する。 現地において日本での就労を希望する者を面接の上、スカウトし、日本に渡航させる。 当会の介護施設において就労させる。	・本プロジェクトは、少子高齢化が進む日本で高齢者が急速に増加する一方で、介護人材が不足することが懸念される中、介護人材に対する需給ギャップが大幅に拡大することに対する日本国政府の対応は不十分であり、介護への外国人材の受け入れを通して国の医療人材の確保の対策を補うことを目的とする。その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人介護人材を試験的に受け入れる。 ・また荒尾素次理事長が経営する医療法人仙酔会は過去にフィリピン看護師2名の育成プロジェクトに関与しており、日本語学校留学から、専門学校を受験、国家試験の受験、4年限りの就労先の病院としてその現場を見てきており、今後受け入れが進む場合は、受入先介護施設としての経験が蓄積されており、受け入れ対象介護施設に相応しい。 ・現在、海外の介護人材については、就労可能な在留資格がないが、フィリピン人介護人材でフィリピンの資格を条件にして、介護ビザを新設することが必要である。今後の少子高齢化社会で介護職を担う人材の幅広い地域からの確保といった観点から規制緩和すべきである。 ・本プロジェクトの具体的な内容は、受け入れ先の介護施設は太子福祉会の特別養護老人ホームみどり園等として、フィリピン人介護人材の現地での選抜、日本での日本語研修や訪問介護員2級資格取得、生活援助及び管理を行う。将来的に増える可能性はあるが、当面は2名程度のフィリピン人介護人材の受入準備を2006年から開始したい。	兵庫県	社会福祉法人 太子福祉会	介護へのフィリピン人介護人材の受け入れ促進	少子高齢化が急速に進む日本において、近い将来介護を担う人材が不足するとの強い懸念を有しており、本プロジェクトは国が推進する介護人材の確保を補うことが目的であり、その一里塚としてFTA交渉においてフィリピンから要望を受けているフィリピン人介護人材を試験的に受け入れることをその内容とする。 荒尾素次理事長が経営する医療法人仙酔会は過去にフィリピン看護師2名を育成した経験を有し、プロジェクトが不要な規制によって様々な困難を受けてきた経験を有する。そのような経験から外国人介護人材の受け入れは日本のためになるとの発想の転換が必要で、そもそも海外の介護人材に対して就労可能な在留資格を発給すべきと考える。
1046	10461010	フィリピン人介護人材(ケアギバー)のオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じた就労	介護人材向けの就労ビザは現在無く、当該就労ビザを新設する。就労ビザを取得する要件は、フィリピンの介護資格(ケアギバー)を有していることとする。	・2006年4月に(仮称)サン・オークス守口大日を開業する予定。三洋電機としては倉敷に続きふたつめの有料老人ホーム。一方で、三洋電機としては、フィリピンでの日本人シニア向けのリタイアメント・ビレッジ施設の構築を2006年度中に行うことを現在検討中。サン・オークス守口大日にフィリピン人介護人材を受け入れて、将来フィリピンの施設において中核的な役割を担い、他のフィリピン人の介護人材に対しマネージャーとしての役割を果たすことができる人材を育成したい考え。同時に、日本語のみならず、日本文化、日本人に対する理解を守口大日にてオン・ザ・ジョブ・トレーニングを通じて理解を深めよう予定。 (今後のスケジュールのイメージ) ・2006年3月までに4名のフィリピン人ケアギバーをフィリピンで選抜。 ・2006年4月から2007年3月程度(最速)まで(仮称)サン・オークス守口大日にてオン・ザ・ジョブトレーニングを行う。 ・早ければ2006年度中に完成するフィリピンのリタイアメント・ビレッジ施設で、2007年4月から就労を始める。 ・日本へ来日した際は、日本の介護労働者資格(ホームヘルパー等)の資格取得を支援する	・高齢化する日本社会における三洋電機の社会貢献の一環として、国内に介護施設(サン・オークス倉敷)を運営しており、現在2つ目の介護施設(仮称)サン・オークス守口大日)を建築予定。 ・しかしながら、現在の年金では日本でつましい生活を送らざるを得ない現実があり、現在の高齢者ももっと豊かな生活を送れる方法を検討し、海外での日本人向けリタイアメント・ビレッジ構築の検討を始めた。 ・日本から近く、気候も極めて良いフィリピンは、キリスト教をベースとした博愛精神のみならず、長年米国の植民地であったため、共通言語としての英語、米国の先進医療システム、ライフ・スタイルなど驚くほど欧米化されている。一方で物価が極めて安く、日本の年金でも日本人の想像を超えたゆとりのある生活が可能である。日本人がQuality of Lifeを実感する環境がフィリピンにはある。 ・しかしながら、日本語やいざという時のため介護知識がある人材がいなくて日本人の高齢者は安心してフィリピンのリタイアメント・ビレッジに行こうという気にならない。 ・このため、三洋電機ではフィリピンでのリタイアメント・ビレッジ施設における中核的な現地人材を養成することが必要であると考えている。そのためには、実際に日本の介護施設で就労し、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが不可欠であると考えている。 ・将来的には、日本の定年退職者が、『若い元気な内はフィリピンの施設で、年老いて重度介護が必要になった場合は日本の施設で』といった介護段階に応じてサービスを日本・フィリピン両国において提供する包括的な介護サービスの展開を考えている。	大阪府	三洋エメリタス株式会社	フィリピン人介護人材活用構想	三洋電機は日本の高齢者がより豊かな老後を生きていくことが可能になることを目指し日本国内で介護施設を運営している。しかし、現在の年金では日本でつましい生活を送らざるをえず、高齢者ももっと豊かな生活を送れる方法を模索してきた。その回答が海外での日本人向けリタイアメント・ビレッジ構想であり、弊社はフィリピンで2007年度前後にビレッジ開設を目指している。日本から近く、気候も極めて良好なフィリピンでは、年金だけでも日本人の想像を超えた豊かな生活が送れる。今回の特区申請が認められれば、日本でのオンザジョブトレーニングを通じて、フィリピンでのリタイアメント・ビレッジにおける中核的な現地人材を養成することができる。
1069	10691010	フィリピン人介護ヘルパーの就労受入れ	外国人介護ヘルパーを日本に受け入れるための在留資格が現在ないので、下記について介護の在留資格を新設、整備する。 1.平成2年5月24日法務省告示第131号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件」に(介護)を入れる。 2.平成2年5月24日法務省令第16号「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」別表第1の2の表の医療の項の下欄に掲げる活動」に(介護)を追加する。	当組は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、現在まで約60名のベトナム人青年子女を日本の看護専門学校、看護系短大・大学への留学を支援した。そのうち現在まで36名が卒業して、看護師として病院で研修就労に入っている(別様1参照)。当組はこの経験と実績を基に新たにフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。受入れ機関は上記事業に参画する当組員医療機関関連の介護老人保健施設で、所在地は千葉県富津市、袖ヶ浦市、船橋市内の施設と異なる。フィリピン共和国は15万人ものナース・ケアギバーを海外各地に送り出しており、質の高さには定評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者にも質の高い介護サービスを提供したい。また当該ヘルパーが就労を終え帰国した後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本的介護サービスを提供する人材となる。当組と関係する現地施設もその受け入れ先である。来日資格は看護大学等、看護・介護専門課程を卒業した30歳前半までの者で、書類選考と適性検査、面接で選抜する。当組はフィリピンの派遣機関であるフィルズライフ財団と業務提携し、フィルズライフサービスインクにおいて、1年間の渡航前事前教育として介護現場で通用する日本語コミュニケーション能力を養成する(別様2参照)。またホームヘルパー2級講座カリキュラムの一部として介護概論や倫理教育も行う。来日については「特定活動ビザ」(別様3参照)を取得し、ヘルパー2級の全課程を修得して就労に入る。現場での実務経験を積み介護福祉士国家資格を取得して「医療ビザ」に在留資格を変更し就労する。上記の3法人の施設では毎年10名の受け入れを実施してモデル特区を形成する。運営の進捗状況を見ながら他地域にも同様の特区を創出し、受け入れを推進していく。本プロジェクト推進に対して規制となるものは、ビザ問題、ヘルパー職は在留資格がないことで入国が規制されており、法務省と厚生労働省による規制緩和が急務である。日本語能力の認定。介護現場は日本語コミュニケーション能力が要求される。しかし現行の日本語能力試験は4技能のうち読み書きを中心とした専門性を要求する設問が多く、会話力テストもなく就労者に適したもとはいえない。介護福祉士の受験資格として現地フィリピンでの看護・介護教育の単位を認めることなどがある。なお、別様を添付して関係各所のご理解をはかりたい(別様4参照)。	ますます進む少子高齢化と若年層の都市集中により、地方では労働の担い手を中年世代の女性に負うところが大きい。ホームヘルパーも手ごろなパートとして脚光を浴びているが、しかし平均時間給与が842円という現実を前に、実際のなり手は少ない。この現状を改善するためにもフィリピンから若い介護ヘルパーを受け入れ、介護現場を活性化させる必要がある。常勤の外国人ヘルパーを安定的に長期にわたって受け入れることで施設運営の安定化と利用者へのハイクオリティなサービス提供が可能となる。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバー専門職が海外で活躍し好評を得ている国で、それはホスピタリティ豊かな国民性を象徴している。また外国人が介護に加わることで異文化交流が生まれるのは高齢者にとって新たな生きがいになることを我々は経験している。当組はベトナム看護師の養成支援をしているが、施設内で彼女たちと高齢者たちによる交流をしばしば見かける。高齢者は地方の風習や年中行事、若いころの思い出など話したいことがいっぱいあり、逆にまったくそういう知識がない外国人にとってはとても興味ある話題で、日本人以上に熱心に耳を傾けてくれるのである。外国人ヘルパー受け入れによって生じる異文化交流は高齢者を生き活きさせるエネルギーの一つになるのである。早急に介護ビザを整備し、ルールに則った適切な受け入れを整備する必要がある。	東京都	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト フィリピン人介護ヘルパー受入れ支援事業	当組は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、看護留学生と看護師を約60名養成した。この経験と実績を基にフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバーを世界各地に送り出し、質の高さには好評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者にも質の高いサービスを提供する。また当該ヘルパー帰国後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバー世代に日本的介護を提供する人材となる。看護系大学卒業生に1年間の渡航前事前教育をし、高度かつ実用的な日本語コミュニケーション能力を養成する。特定活動ビザで来日し、ヘルパー2級を修得して就労に入る。実務経験を積み介護福祉士資格を取得して医療ビザに資格変更する。ビザの不整備、日本語能力の測定基準、介護福祉士受験資格など規制は多々ある。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1217	12171010	介護職に対する就労ビザを新設する特例措置	フィリピン人看護師に対して「介護」の業務に携わる者として就労ビザを発給し、介護職として就労が出来る様にするため、就労が可能な在留許可として在留資格の特定活動(以下に掲げる要件を満たし、日本の介護施設で就労する。在留期間3年)を新設する。 派遣・受入機関の受け入れ体制が整備されていること 看護技能の担保を図るため、比国において看護師の資格を有すること。 日本語によるコミュニケーションの担保を図るため、日本の就労に適する高度な日本語教育を受け、業務に支障のない程度の語学力の取得を義務付けさせること。 外国人看護師の介護技能の担保を図るため、来日後、訪問看護師2級資格を取得させること。	現地で資格を持ち、選抜されたフィリピン人看護師が就労ビザを入手し、当法人関連施設で介護職員として就労する。	介護就労ビザは、入管法改正時には日本において専門職として位置づけられていなかったために現存しない。しかしながら現在ではホームヘルパーや介護福祉士といった専門職としての資格が存在し、外国人にも就労の道を開くべき。 将来推計では就労人口の低下が予測されており、高齢者人口自体が急減を見せても、その介護ニーズを満たすだけの介護職確保は困難であるという見方が強い。今後、介護・看護の分野において外国労働力を受け入れていく取り組みは、社会福祉事業が今後一定の質を維持もしくは向上してサービスを提供していく上で必要不可欠であると思われる。 異文化の海外人材を受け入れることで職員間に逆にコミュニケーションの重要性、対象者の生活習慣を大事にするという介護の原則を再認識する効果が生まれ、海外からの労働者も自国よりも高い待遇が得られると考えられる。	千葉県	社会福祉法人さつき会 理事長 矢田洋三	「日比 医療 福祉人材 還流プロジェクト」	将来推計では就労人口低下が予測され、高齢者人口自体が急減を見せても、その介護ニーズを満たす介護職の確保は厳しい。今後、介護・看護の分野において海外労働力を受け入れるという取り組みは、社会福祉事業が一定の質を維持し、更に向上させてサービスを供給していく上で重要な選択肢となる。その他、異文化人材を受け入れることで既存職員にはコミュニケーションの重要性、対象者の生活習慣や個性の尊重といった介護の原則を再認識する機会が生まれ、外国人労働者も自国より高い待遇と帰国後も就労機会が得られるキャリアアップの機会が生まれるというメリットがあり、外国人看護師の育成、受入経験を有する当法人の取り組みで実証していきたい。
1591	15911010	我が国の訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の特例措置を認めること。	海外における訪問介護員養成及び受入れ事業	少子高齢化の進展に伴い介護労働力の不足が見込まれるなか、東南アジア等諸国から介護の専門的知識・技術を持った人材を安定的に受け入れていくシステムの構築が望まれる。しかし、介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく、介護を目的とする入国・就労は認められていない。そこで、海外において一定の介護知識と技術を修得した人材を我が国に受け入れていくため、入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう、「同法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する	東京都	株式会社東京リーガルマインド	外国人訪問介護員養成 受入れ特区	高齢化 少子化の急速な進展に伴い、今後、訪問介護員(ホームヘルパー)などによる在宅介護の必要性がさらに高まるものと見込まれる。しかし、この分野の専門職は常に人手不足で人件費が高騰しており、介護・養護 福祉施設の経営の安定のためにも、海外の労働力の導入が望まれる。しかし、現在の入国管理制度では介護労働者は単純労働者とされ、該当する在留資格がなく介護を目的とする入国 就労は認められていない。そこで、深刻な高齢化の進む過疎地域など、介護労働力が不足している地域において、外国人の訪問介護員を受け入れる特区の導入を提案する。具体的には、特区の知事が指定する訪問介護員養成事業者が海外において実施する講座を終了し我が国の訪問介護員の資格を取得した外国人が、当該自治体の指定する介護事業者のもとで就労する場合には、当該介護労働者を「技能労働者」とみなし在留資格を認める規制の特例措置の導入を提案する。
5064	50640020	我が国の訪問介護員の資格を有する者に対する在留資格の付与	入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正すること。	海外における訪問介護員養成及び受入れ事業	介護分野については、現在の入国管理制度では該当する在留資格がなく 介護を目的とする入国 就労は認められていない。海外において一定の介護知識と技術を修得した人材を我が国に受け入れていくため、入国管理法別表第1の2の表の「技能」労働者に我が国の訪問介護員の資格を取得した者も含めるよう「同法第7条第1項第2号の基準を定める省令」を改正することを提案する。		株式会社東京リーガルマインド		

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1069	10691030	外国人介護労働者受入れの在留資格新設に際する日本語能力測定基準の策定	現在、就労資格の付与条件として日本語能力が法令上明確に求められているということはない。しかし、実際には入国審査の運用上、日本語の能力が要求されている。そこで、外国人に就労資格を与えるのに、日本語能力を測定する基準を明確にする必要がある。特に、介護は言葉によるコミュニケーションが重要な職業であることから、新設する【特定活動ビザ(介護)】には、それに適した日本語能力を測定する基準を設置することが必要である。	当組は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、現在まで約60名のベトナム人青年子女を日本の看護専門学校、看護系短大・大学への留学を支援した。そのうち現在まで36名が卒業して看護師として病院で研修就労に入っている(別様1参照)。当組はこの経験と実績を基に新たにフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。受入れ機関は上記事業に参画する当組員医療機関関連の介護老人保健施設で、所在地は千葉県富津市、袖ヶ浦市、船橋市内の施設となる。フィリピン共和国は15万人ものナース・ケアギバーを海外各地に送り出しており、質の高さには定評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高い介護サービスを提供したい。また当該ヘルパーが就労を終え帰国した後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバース世代に日本の介護サービスを提供する人材となる。当組と関係する現地施設もその受け入れ先である。来日資格は看護大学等、看護・介護専門課程を卒業した30歳前半までの者で、書類選考と適性検査、面接で選抜する。当組はフィリピンの派遣機関であるフィルズライフ財団と業務提携し、フィルズライフサービスインクにおいて、1年間の渡航前事前教育として介護現場で通用する日本語コミュニケーション能力を養成する(別様2参照)。またホームヘルパー2級講座カリキュラムの一部として介護概論や倫理教育も行う。来日については「特定活動ビザ」(別様3参照)を取得し、ヘルパー2級の全課程を修得して就労に入る。現場での実務経験を積み介護福祉士国家資格を取得して「医療ビザ」に在留資格を変更し就労する。上記の3法人の施設では毎年10名の受入れを実施してモデル特区を形成する。運営の進捗状況をみながら他地域にも同様の特区を創出し、受入れを推進していく。本プロジェクト推進に対して規制となるものは、ビザ問題、ヘルパー職は在留資格がないことで入国が規制されており、法務省と厚生労働省による規制緩和が急務である。日本語能力の認定。介護現場は日本語コミュニケーション能力が要求される。しかし現行の日本語能力試験は4技能のうち読み書きを中心とした専門性を要求する設問が多く、会話力テストもなく就労者に適したものはない。介護福祉士の受験資格として現地フィリピンでの看護・介護教育の単位を認めることなどがある。なお、別様を添付して関係各所のご理解をはかりたい(別様4参照)。	介護職は日本語によるコミュニケーションが重要な職場であり、外国人受け入れに際しても日本語能力を測定する必要がある。しかしその能力を計るのに日本語能力試験2級を利用するならば、教育現場は無駄な時間と経費を費やす事となり大きな損失となる。本試験は昭和59年発足、海外で21万人も受ける最大の日本語検定試験である。一方、日本語学習者の多目的化にともなう問題作成のコンセプトがあいまいになり、留学生に関しては平成14年から新しく日本語試験が年2回実施されることとなった。留学生にそぐわない試験であるのと同じ理由により、就労目的の外国人に妥当な試験でないことは言うまでもない。この試験には読む・書く・聞く・話すの4技能のうち、介護現場で必要とされる会話力試験はない。外地での限られた授業時間の中、こまごまとした文法を覚えるのに時間が費やされ、もっとも肝心な会話力養成がおろそかになる。また試験は12月初旬に実施されるが、合格発表は2月中旬まで待たなければならぬ。さらに不合格になれば更に1年間日本に來れない事になるのは時間的、経済的に多大なロスが生じる。そこで、就労者向けコミュニケーション能力を中心とする仮称「ジャパニーズ能力検定」を実施し、新たな基準作りが必要である。現場経験20年の日本語教師たちを中心に問題を作成し、AHPネットワーク協同組合が実施機関となる(別様2参照)。	東京都	AHPネットワーク協同組合	新アジア共生ネットワークプロジェクト フィリピン人介護ヘルパー受入れ支援事業	当組は厚生省認可事業「ベトナム人看護師養成支援事業」を平成5年から推進し、看護留学生と看護師を約60名養成した。この経験と実績を基にフィリピン人介護ヘルパー受入れ養成プログラムを実施するものである。フィリピンは15万人ものナース・ケアギバーを世界各地に送り出し、質の高さには好評がある。この良質な人材を安定的かつ長期的に確保し、もって施設利用者に質の高いサービスを提供する。また当該ヘルパー帰国後はフィリピン国内に長期滞在する日本人シルバース世代に日本の介護を提供する人材となる。看護系大学卒業者に1年間の渡航前事前教育をし、高度かつ実用的な日本語コミュニケーション能力を養成する。特定活動ビザで来日し、ヘルパー2級を修得して就労に入る。実務経験を積み介護福祉士資格を取得して医療ビザに資格変更する。ビザの未整備。日本語能力の測定基準。介護福祉士受験資格など規制は多々ある。
1074	10741010	外国人研究者、情報処理技術者受入れ事業の大学院留学生への適用	博士、修士の学位を得て国内の大学院を修了した外国人留学生が区内の該当機関に研究者、情報処理技術者として就職する場合、左記特定事業の適用を認める	現在、国内在住の外国人が左記特定事業の適用を受けるためには、研究者については「教授」、「研究」の在留資格を有しているもの、情報処理技術者については上記に加え「技術」等の就労資格を有しているものからの変更に限られている。これを国内の大学院修了者にも適用しようとするものである。修士、博士の学位を得た留学生は高度で専門的な知識、技能を有していることが客観的に担保されている。これにより、わが国の企業、研究機関にとって、海外のみならず国内からも優秀な外国人を確保、活用する範囲が広がり、研究活動や起業の活発化、地域経済の活性化が期待できる。また、こうしたインセンティブによって外国人留学生全体のレベルアップも期待できる。	同左	兵庫県	神戸国際行政書士事務所	有能な外国人留学生の確保・活用	現在、国内在住の外国人が上記特定事業の適用を受けるためには、「教授」、「研究」等一定の就労資格を有しているものからの変更に限られている。これを国内の大学院修了者にも適用しようとするものである。修士、博士の学位を得た留学生は高度で専門的な知識、技能を有していることが客観的に担保されている。これにより、わが国の企業、研究機関にとって、海外のみならず国内からも優秀な外国人を確保、活用する範囲が広がり、研究活動や起業の活発化、地域経済の活性化が期待できる。また、こうしたインセンティブによって外国人留学生全体のレベルアップも期待できる。
1114	11141010	外国人研究者受入促進事業の拡充	特区内で認定を受けた特定活動資格で行うことができる活動に、「教授」としての活動を加える。	大学で教授として活動を行う外国人が、自らの研究の成果を利用して事業活動を行う場合、特定活動資格を取得し、事業活動を行いながら引き続き教授として活動を続けることができる。これにより海外の優秀な教授に対する需要、及び来日した外国人教授による研究活動の成果により新事業が創出され、地域及び国の経済活性化の起爆剤となる。	教授の資格により、在留している特区内の外国人が、研究成果を事業化する場合に、当該特例措置を利用して特定活動への資格変更をした場合、現行では、教授の活動が特定活動に含まれなく、引き続き教授の活動も行おうとする場合は資格外活動許可を得なければならず、当該外国人の身分が不安定となる。また、そもそも資格外活動は留学生に対する就労支援が主であり、このような場合には、なじまない。	福島県	福島県	知的・創造開発特区	本県では、平成15年4月に外国人研究者の受入促進事業を盛り込んだ特区計画の認定を受けているが、当該特区で利用している特例措置の拡充を以下のとおり要望するもの。特定活動に教授活動を含める。入国許可条件における報酬要件の完全撤廃
1325	13251030	外国人研究者が研究の指導を行うことの容認	特区内に所在する大学等において研究活動を行う外国人研究者が、報酬を受けて研究生に対し研究の指導を行うことを容認する。	近年、研究活動が高度化・複雑化している中で、大学等の研究機関では、研究者が研究生等とともに研究活動を行うことが一般的であり、研究の過程で研究者が指導を行うことにより、研究者の知識、技能が研究生に移転されている。この指導活動を報酬を受けて行う場合、資格外活動の許可を受ける必要があり、外国人研究者本人がその申請手続きを行わなければならない。この手続きを免除することにより、優秀な外国人研究者による指導をより活発化させ、研究者が持つ知識や技能の地域への波及と次世代を担う人材の育成を図る。	資格外活動許可申請については、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」により、優先的に処理されることとされているが、外国人研究者本人が出頭する必要があり、研究者の負担となっているとともに、研究及び指導活動のスムーズな開始の妨げとなっている。	愛知県	愛知県	あいち・なごやモブく研究開発特区構想	名古屋大学をはじめとする優れた大学・研究機関の集積を生かし、海外の優秀な外国人教授・研究者等を招きやすい環境を整えることにより、地域の研究開発機能の強化を図るとともに、次世代の「モブく」を担う人材の育成を図る。また、インキュベーション施設における産学連携を強化するとともに、外国人教授等の研究を活用したベンチャー企業の創出を促し、本地域が持つ高度な「モブく」の技術とノウハウを生かした新産業の創出・育成を図る。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1114	11141020	外国人研究者受入促進事業の適正な運用	特定活動資格を申請する外国人研究者が給与等の報酬を全く得ない場合でも当該資格を与える。	ベンチャー企業による研究開発が盛んな中、共同研究という形で外国企業と提携する事例が増えているため、そのような提携先企業からの研究者を受け入れやすい環境整備をすすめ、研究開発を促進させ、その成果による新産業の創出、地域及び国の経済活性化を図る。	現行の特例措置では、研究者に係る上陸審査基準が適用されないため、経歴要件や報酬要件は適用されないはずであるが、所管官庁内の内部通達の規定により、受入企業が給与を支給しない場合、研究活動がどうか確認できないとの理由で特定活動資格が認められない事態があり、本特区計画の推進を妨げる要因となっているため、共同研究には様々な形態があり、派遣企業と受入企業との間で研究成果は折半する代わりに給与は派遣企業が負担するということはベンチャー企業にはよくある事例であり、給与の支給等を証明できなくても、企業間同士の共同契約書等の資料提出等により特定活動資格を与える処置が望ましい。	福島県	福島県	知的・創造開発特区	本県では、平成15年4月に外国人研究者の受入促進事業を盛り込んだ特区計画の認定を受けているが、当該特区で利用している特例措置の拡充を以下のとおり要望するもの。特定活動に教授活動を含める。入国許可条件における報酬要件の完全撤廃
1325	13251010	外国人に対する「教授」在留資格の期間延長	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授の在留期間を3年から5年に延長する。	「教授」資格における「研究の指導又は教育をする活動」については特区法の「研究を行う業務に従事する活動」に該当しないため、「教授」資格により在留し、研究活動以外に「研究の指導又は教育をする活動」を行う外国人教授等の在留資格は最長3年間となっている。この在留期間を5年間に延長することにより、教授等が行う研究、研究の指導または教育活動を行うための十分な時間を確保し、優れた人材を海外から引きやすい環境を整え、地域産業及び経済の活性化を図るとともに、次世代を支える優秀な人材の育成を図る。	現行の最長3年間の在留期間では、在留期間中に研究の成果を具体化させることは困難であり、また、研究の指導を受ける研究生等が、新たな研究成果を生むまで十分な指導を受けることができず、学生も講義等による一環した指導を受けることが困難である。「外国人研究者受入れ促進事業」においては、「教授」資格により研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授等が「教授」資格から「特定活動」資格に変更すれば、5年間の在留が可能となるが、その一方で、従来は「教授」の在留資格で認められていた「研究の指導又は教育活動」について資格外活動許可申請を外国人教授等本人が出頭して行わなければならない、不合理である。大学等においては、教授、助教授、講師等、「教授」資格で在留する外国人は研究以外に研究の指導、教育活動をあわせて行うことが一般的であり、この手続きの煩雑さが、「教授」資格で在留する外国人教授等が特例措置を活用する妨げとなっている。	愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり研究開発特区構想	名古屋大学をはじめとする優れた大学・研究機関の集積を生かし、海外の優秀な外国人教授・研究者等を引きやすい環境を整えることにより、地域の研究開発機能の強化を図るとともに、次世代の「モノづくり」を担う人材の育成を図る。また、インキュベーション施設における産学連携を強化するとともに、外国人教授等の研究を活用したベンチャー企業の創出を促し、本地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを生かした新産業の創出・育成を図る。
1325	13251020	「教授」在留資格で可能な活動範囲の拡大	「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授が、その研究成果を利用して起業しようとする際に、在留資格を変更することなく投資・経営を行うことを容認する。	「教授」資格における「研究の指導又は教育をする活動」については特区法の「研究を行う業務に従事する活動」に該当しないため、「教授」資格により在留する外国人教授等がその研究成果を活用して起業しようとする場合は資格外活動の許可又は「投資・経営」への在留資格変更許可を受けることが必要となる。これらの許可を受けることなく経営活動を行えるよう外国人教授等の活動範囲を拡張することにより、産学連携の強化及び大学等を拠点とする新産業の創出を図る。	近年、大学発のベンチャー企業の起業が増加しつつあり、地域経済の活性化に貢献しているが、その経営活動に外国人教授等が参加している例は少ない。「外国人研究者受入れ促進事業」においては、「教授」資格により研究、研究の指導又は教育活動を行う外国人教授等が「教授」資格から「特定活動」資格に変更すれば、経営・投資活動が可能となるが、その一方で、従来は「教授」の在留資格で認められていた「研究の指導又は教育活動」について資格外活動許可申請を外国人教授等本人が出頭して行わなければならない、不合理である。大学等においては、教授、助教授、講師等、「教授」資格で在留する外国人は研究以外に研究の指導、教育活動をあわせて行うことが一般的であり、この手続きの煩雑さが、「教授」資格で在留する外国人教授等が特例措置を活用する妨げとなっている。	愛知県	愛知県	あいち・なごやモノづくり研究開発特区構想	名古屋大学をはじめとする優れた大学・研究機関の集積を生かし、海外の優秀な外国人教授・研究者等を引きやすい環境を整えることにより、地域の研究開発機能の強化を図るとともに、次世代の「モノづくり」を担う人材の育成を図る。また、インキュベーション施設における産学連携を強化するとともに、外国人教授等の研究を活用したベンチャー企業の創出を促し、本地域が持つ高度な「モノづくり」の技術とノウハウを生かした新産業の創出・育成を図る。
1557	15571070	外国人IT技術者の在留資格要件の緩和	外国の専修学校の卒業生へ「技術」の在留資格を付与する。「技術」の在留資格の基準にある実務経験10年を緩和する。研究機関や技術機関等の推薦をもって「技術」の在留資格基準の実務経験10年を緩和する。	外国人技術者の活用策として、IT技術者試験制度が法令化されているが、新たにIT関係の専修学校の卒業生に在留資格を付与することにより、民間企業によるソフトウェア開発を促進する。技術の進展が著しいIT関連で、若い優秀な技術者を確保し、ソフトウェア開発などを促進する。	高度な教育を行っている専修学校の卒業生を活用することは大変有効である。各国においても専門士の称号を付与することにより、一定の知識・技術を評価していることから、正式な相互認証の制度がなくとも、それに代わるものとして、その称号を基準に在留資格を付与できるものと考えられる。かならずしも10年以上の実務経験がなくとも、一定の知識・技術を評価することは可能である。ITなどの先端技術産業の関連では、能力を踏まえた上での推薦は必然である。	東京都、神奈川県	東京都、神奈川県	東京湾岸地域における経済特区	東京湾岸地域は、産業構造の転換などに伴い、空洞化等の問題が生じているが、新しい動きとして、今後成長が期待される、環境・エネルギー、先端的な研究開発型企業など、高度な知的資源が立地しつつある。そこで、立地特性を踏まえ、法規制の緩和とともに、税の優遇措置、融資制度の創設・拡充などを講ずることにより、環境・エネルギーなどの成長産業の拠点形成を進め、世界を牽引する経済拠点へと発展させ、経済活性化を促進する。
1015	10151010	「出入国管理及び難民認定法」第7条第1項第2号の基準を定める省令の「法別表第1の2の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の「基準」の追加	現行の「出入国管理及び難民認定法」の第19条在留における別表第1の2における「技能」の項目において、林業に係る技能について実務経験のあるものを対象とすること。具体的には、「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」の「法別表第1の2の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の「基準」欄に次の一文を追加する。十 林業に係る技能について、その技能を有することを所属する国によって証明された者で、当該技能を要する業務に従事するもの。	中国からの林業技術技能者10名を根羽村森林組合において林業の職種で受け入れ、村有林の間伐を年間約60ha行い、約2,500?の間伐材を搬出するもの。	0	長野県	長野県根羽村	根羽村林業振興のための中国からの人的支援特区	根羽村では地理的条件等から市町村合併が困難なため、村有林から間伐材を搬出して、製材加工することにより木材の付加価値を高め、今後の村政における財源を確保したい。ところが、現在の森林組合の作業員体制では間伐材の搬出が困難なため、現在、林業の就労性において閉塞感のある中国から優れた林業技術技能者を森林組合に就労という形で迎え入れ、村有林の間伐材を搬出した。しかしながら、現行の「出入国管理及び難民認定法」の在留資格における技能の項目に「林業」が存在せず、外国からの技能者が林業で就労できないため、特区提案によりこれを加え、中国からの林業技術技能者が林業の職種で森林組合に就労できるようにしたい。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1580	15801040	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	・観光関連業務で高度なサービスを提供する外国人ホテルマンなどを対象とし、「接客に係る技能を有する業務」について在留資格に追加する。 ・外国人ホテルシェフやラフティングなどのアウトドアガイドを対象とし、「料理の調理やスポーツの指導に係る技能を有する業務」に従事する外国人労働者の在留期間を延長する(3年又は1年 5年又は3年)。	ホテルや旅館などの観光関連施設や、アウトドア活動において、専門性を活かしたサービスを行うことができる外国人の受入を積極的に進めることにより、道内観光従事者の外国人観光客へのホスピタリティの向上が図られる。	道内のホテルや旅館などの観光関連施設やラフティングなどのアウトドア活動において外国人を受け入れ、外国語会話が堪能で専門性を活かしたサービスを行うことができる人材を確保することにより、北海道を国際的にも通用する観光地とすることが必要である。	北海道	北海道	外国人観光客倍増プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている観光産業は、関連する産業の裾野が広く地域経済への波及効果が大いことから、積極的な観光振興施策が必要であり、特に東アジア地域からの道内地方空港への国際チャーター便を利用した外国人観光客の来訪が増加しているため、これに対応した体制づくり等を進める必要がある。 このため、東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくりや外国人観光客の受け入れ体制の整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。
1165	11651010	「短期滞在」の在留資格に対する再入国許可の発給	「短期滞在」の在留資格に対しては、「入国・在留審査要領」で再入国許可の発給が認められていない。福岡アジアビジネス特区内の日本企業と中国企業との国際間の業務委託が結ばれ、その関係で本邦に「短期滞在」の在留資格で滞り続ける中国人ビジネスマンに対して、再入国許可を発給できるようにする。	国際間の業務委託の関係で、短期滞在の在留資格で本邦に滞り続ける外国人に対し、再入国許可(数次)を認めることにより、外国からの行き来を容易にし、もって、国際間のビジネス提携を促進する。	福岡アジアビジネス特区内のS企業は中国企業にシステム開発を外注している。そのため、中国人ビジネスマンが仕様書の協議や納品後のトラブル処理などのために本邦に短期滞在の在留資格で滞り続けているが、業務の性格上、在留期間中に数回中国と日本を行き来することが余儀なくされるケースも多い。ところが、短期滞在の在留資格には再入国許可の適用がなく、一度中国に帰国し、再度日本に入国する場合は新たに短期滞在査証を取る必要があり(数次査証がない場合)、査証をとるのに2週間程度かかり、業務遂行上支障が生じている。そのため、福岡アジアビジネス特区内の日本企業と中国企業との国際間の業務委託が結ばれ、その関係で中国人が「短期滞在」の在留資格で本邦に滞り続ける場合は再入国許可を認める。これにより、中国と日本との間の行き来が容易となり、日本企業と中国企業との間の国際間のビジネス連携が促進される。	福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	ITのソフト開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が進展する中、外国人が行き来しやすい環境を整備し、国際間のビジネス提携を促進するため、数次査証や再入国許可の発給要件の緩和と上記企業間の企業人の行き来を容易にする新たな在留資格を提案する。 また、アジアの交流拠点として質の高い留学生の受入れを推進するため、国費留学生などの奨学金の受給が決定している留学生について、在留資格認定の優先処理を提案する。
1578	15782050	入国審査における産業観光への理解と協力	新たな観光形態に対応するため、工場の視察見学等の産業観光が「短期滞在」の在留資格で認められている活動であることを明確にする。 ・具体的内容 正式な見解を表明するか、表第1の3「短期滞在」の項下段に「産業観光」の文言を追加する。	上海を始め、各国の現地旅行社向けにアピールし、誤解を解く。	出入国管理及び難民認定法別表第1の3「短期滞在」の項下段「本邦において行うことができる活動」には、工場の視察見学等の産業観光は含まれず、「短期滞在査証」(いわゆる「観光ビザ」)では日本への入国ができない、との風評が上海の旅行代理店の間に広がっており、また実際に送り返された例があるという話もある。 そこでこの誤解を解き、日本への観光客の一層の増加についての協力を求める必要がある。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度 JNTO調査)に過ぎないといふ現状である。 そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」、と魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
1165	11651020	「国際請負業務」の在留資格の新設	短期滞在査証に対応する在留資格としては現在、「短期滞在」のみとなっているが、新たに本邦の企業と外国の企業との委託契約又は請負契約に基づき、本邦に断続的に滞在して行う会合への参加、業務連絡、その他の当該契約に基づき実施される業務に従事するための活動を行う「国際請負業務」という在留資格を新設する。	福岡アジアビジネス特区内の日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が結ばれており、その関係で短期滞在査証で本邦に来日する外国人に対しては、新たに「国際請負業務」という在留資格を新設し、かつ、再入国許可を与えることにより、国際間のビジネス提携を促進する。	ITのシステム開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が増加し、業務の関係上、仕様書等の協議やトラブル処理などのために、短期滞在の在留資格で本邦に在留する外国人が増加している。これらは業務の性格上、短期滞在の在留期間中に頻りに来日する必要があることも多いが、短期滞在の在留資格には再入国許可が認められていない、このため、再度、日本に入国する場合は新たに短期滞在査証を取得する必要がある、業務遂行上支障が生じている。これら国際間の委託業務の関係上、来日する外国人に対しては、現在の「短期滞在」の在留資格では対応できない状況が生じている。については、日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が行われている場合で、業務上、短期滞在査証で来日する外国人に対しては、新たに「国際請負業務」の在留資格を設け、なおかつ、再入国許可を認める。このことにより、国際間のビジネス提携が促進される。	福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	ITのソフト開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が進展する中、外国人が行き来しやすい環境を整備し、国際間のビジネス提携を促進するため、数次査証や再入国許可の発給要件の緩和と上記企業間の企業人の行き来を容易にする新たな在留資格を提案する。 また、アジアの交流拠点として質の高い留学生の受入れを推進するため、国費留学生などの奨学金の受給が決定している留学生について、在留資格認定の優先処理を提案する。
1165	11651040	外国人留学生の入学・在留申請の優先処理	外国人留学生の入学・在留申請の優先処理	アジアの交流拠点として質の高い留学生の受入れを推進するため、次に掲げる留学生の入国手続きの円滑化・迅速化を図る。 ・外国人国費留学生(大使館及び大学の推薦によるもの) ・短期留学推進制度による留学生(大学間学生交流協定等に基づく1年以内の短期間の留学生) ・外国政府派遣留学生(外国政府の経費負担により派遣されている留学生) ・留学生支援無償資金協力事業による留学生(外務省の人材育成奨学計画に基づき派遣された留学生) ・九州大学フレンドシップ奨学金制度による留学生	渡日前に奨学金の受給が決定している国費留学生や短期留学推進制度による留学生などについては、国等の機関による審査が事前になされており、また、経済的裏付けが確定していることから、他の留学生に比して審査を簡略化することが可能と考えられるが、他の留学生と同様に審査期間に長期を要していることから、質の高い留学生の受入れを推進するために、当該特例措置を求めるもの。	福岡県	福岡県福岡市	福岡アジアビジネス特区	ITのソフト開発など日本企業と在外の外国企業との間で国際間の業務委託が進展する中、外国人が行き来しやすい環境を整備し、国際間のビジネス提携を促進するため、数次査証や再入国許可の発給要件の緩和と上記企業間の企業人の行き来を容易にする新たな在留資格を提案する。 また、アジアの交流拠点として質の高い留学生の受入れを推進するため、国費留学生などの奨学金の受給が決定している留学生について、在留資格認定の優先処理を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1346	13461020	外国人労働に関する規制緩和	自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行うため、留学生の就労やインターンシップなどを容易にするよう外国人労働に関する規制を緩和すること。	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク連合大学院を設立し、海外の大学・研究機関とも連携して、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。 留学中の居住・就労やインターンシップなど留学生にとって魅力ある環境を整える。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業の発展を担うべき多様な人材を育成する観点から、複合領域型、異文化共存型、ユビキタス型の新しい人材育成を行うことは関西にとって重要な課題である。 関西地域では多くの大学や研究機関が立地しており、高等・専門教育の高いポテンシャルをもっているにもかかわらず、大学や研究機関の経営の自由度が低く、外国人留学生の受け入れや社会人入学枠などを含め主体的、機動的な組織設置等が困難なため、集積のメリットを享受できていない。利用者の観点からみても、学校間における転編入の自由度がなく、授業等学校から受けるサービス内容に不満をもっているも一旦入学すれば、卒業まで在籍することとなる。国立大学法人、公立、私学等を問わず、完全に自由に転編入を可能にすれば、利用者側の利便性は格段に向上し、学校経営も劇的に変わるので教育環境が格段に良くなることを期待される。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	複合領域型、異文化共存型、ユビキタス型など新しい人材育成	関西全域の大学・研究機関の集積を活かした広域ネットワーク型の連合大学院を設立し、文系・理系を通して複数の専門性をもった複合領域型の人材育成を行う。 海外の大学・研究機関とも連携し、自由な発想で留学生を交えた異文化共存型の人材育成を行う。このため、留学中の居住・就労やインターンシップなど留学生にとって魅力のある環境を整える。 自治体等が整備を進めている高度情報通信インフラ等を広域的に活用し、働きながらも、どこでも、いつでも学べるユビキタス型の人材育成を行う。 なお、本提案は「関西(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1366	13661010	「外国大学の日本分校の認定とそれに伴う外国人留学生に対する留学生在留資格の特例」	外国大学日本校は大学と認められていないため、海外から入学を希望する外国人学生に対し、在留資格の「留学」を与えることができない。日本の大学となるためには大学設置基準および学校法人設立の条件を満たしていなければならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運営していくことを困難にし、実情に則していない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大学を教育制度上「外国の大学」とし、その「外国の大学」が学校教育法一章の第一条にある大学に準ずるものであるという公的な認定を文部科学省が行う。これを受けて、法務省は大学に準ずるこの「外国の大学」に入学が認められた外国人学生に対し、在留資格「留学」を与える。	テンブル大学ジャパンには外国人学生から多くの入学希望があるが、現在外国人学生は、文化活動ビザにより米国に1年以上滞り、本校経由で来日の場合のみ、短期間TUIに在籍することが許される。特例が認められれば日本において国際教育を求める各国からの学生を直接受け入れることが可能になる。また、現在短期間の滞在しか許されない学生も、希望の期間、例えば卒業まで日本校での在籍が可能となる。外国人学生の受け入れは、大学にとってキャンパスの国際化そして教育内容の充実という観点において重要であると同時に、地域にとってもその国際化と経済活性化に直結するものである。	4次提案で、法務省から本提案に対して1.日本の大学と同等の教育水準という客観的指標があること 2.学校教育法に定める大学院への入学資格を認められていること、と回答があった。1.に対しては文部科学省が日本の大学と同等である旨の公的な認定を行うことにより客観的指標となる。2.に対してはすでに日本の大学院への入学が多数認められている実績がある(添付資料3「TUI」卒業生の大学院(日本)進学先およびその履修キャンパス、参照)。また、文部科学省が日本の大学と同等である旨の公的な認定を行うことにより、学校教育法にある大学院への入学資格が正式に認められることになる。	東京都	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きい。港区に位置し22年間の実績を持つテンブル大学ジャパンは、日本での認可がないため運営上不利な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままだに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受け入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1505	15051020	会津若松市における外国人起業希望者の就労時間等の緩和と投資・経営資格の緩和	外国人起業希望者の資格外活動時間を延長し、また、起業しやすくすることによって、優秀な外国人のノウハウを地域に還元する。	・起業希望留学生の資格外活動期間28時間/週の緩和 ・投資経営資格 法人2名以上の雇用を1名程度 投資規模500万円以上の低減	会津若松市は、会津大学を核としたベンチャー企業の創出を中心とした、地域振興を目指している。会津大学は、数多くの人材を輩出しており、この受け入れ態勢づくりも地域としての課題となっている。特に平成7年度に大学院が開設され、多くの優秀な外国人留学生をも育てているが、この方々によるベンチャー創出も視野にいれているところである。したがって、外国人留学生・研究者の企業環境の整備のため、特定資格外活動の緩和と、投資・経営資格の緩和を目指すものである。	福島県	福島県会津若松市	(仮称)会津若松市知的産業集積特区	平成4年度に開学した会津大学におけるアジアを中心とした留学生、その配偶者として特定資格を取得している者に対する労働時間の制限を緩和することにより、収入の増を図ることによって、留学生及びその家族の生活の安定・修学の状況の安定を図る。また、就業をつづけて、配偶者の社会参加や地域への貢献の機会の増を図る。合わせて、多くの優秀な留学生や外国人研究者の起業環境を整備するために、同じ特定資格外活動の緩和と、投資・経営資格の緩和を目指すものである。
1001	10011010	外国人農業技術研修生の受入れ団体として農業技術協力をを行う特定非営利活動法人を含める要件の緩和	海外より農業技術研修生を受入れできる団体として、(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修生の在留資格に係わる基準の6号の特例を定める件)農業技術協力をを行う特定非営利活動法人も受入れ可能な団体として、要件の緩和	日本の田舎でできる国際協力として、農村部で取り組んでいる農業を中心とした村おこしを、途上国の農村農業青年の経済的自立育成の手法として研修させるために本国に招聘し、実践的な研修を含めた、経営手法や、村興しの方策等を研修し、帰国後はその経験を活かし、途上国の農村地域のリーダーとして活動を期待し、それに必要なサポートを行う。 将来的には各国間で締結されるであろう自由貿易協定を、見据えながら対等なビジネスパートナーとして育成する事による海外の農業経営者の経済的自立支援や、日本の農業経営者の海外進出に貢献していきたい。	当協会は、平成14年8月より海外より、3名の農業技術研修生を受入れし、現在まで計3回受入れてきたが、前回平成15年12月に入国管理局に在留許可申請をしたところ、今まで在留出来ていたのは、当局の誤りであったとの事で、次回よりは、特定非営利活動法人としての受入れは不可能との回答であった。調べてみると現在、海外よりの農業技術研修生の受入れが可能な団体として農業協同組合、農業技術協力をを行う公益法人があるが、農業協同組合については、本来国際貢献する目的の団体ではなく、また、私たちの目的である海外進出を事業とする事は、不可能である。農業技術協力をを行う公益法人については、農村部においては、皆無である。私たちの理想とする国際協力・貢献は現実的に不可能となっている。昨年度は、アフリカで活動しているNGO団体より研修生受入れについて準備していたところであるがとん挫している。出来れば、世界中より、意欲のある青年農業者を受入れ、ネットワークを構築していきたい。	愛媛県	特定非営利活動法人 研修生招聘協会	農村国際協力推進構想	海外より農業技術研修生を受入れできる団体として、(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係わる基準の6号の特例を定める件)農業技術協力をを行う特定非営利活動法人も受入れ可能な団体として、要件の緩和を求める提案です。日本の田舎でできる国際協力として、途上国の青年農業者を日本の農村に受け入れ、実践的な技術あるいは、経営手法、村興しの方策を研修し、帰国後は、対等なビジネスパートナーとして育成する事による農民の自立支援や、日本の農業経営者の海外進出に貢献できればと考えています。
1578	15782010	宿泊施設、観光施設への外国人研修生の受入れ促進	外国人研修生を受入れることは、宿泊施設、観光施設にとって外客受入のノウハウを得、また日本の観光施設についての情報を海外に伝えることができ、他の従業員や近在の観光施設の国際理解推進も期待できるため、非常に有益である。 そこで、在留許可の認定基準の緩和により、特に中国を始めとした東アジアからの研修生の受入れを促進する。 具体的内容 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の「研修」の基準に「ホテル・旅館等宿泊施設、観光施設での外国人接客業務」が含まれることとする。 また、申請人の属する受入れ機関の制限を緩和し、「地方自治体が特に認めたい者」を対象とする。	中国を始めとした東アジアからの研修生の県内ホテル・旅館、観光施設への受入れ	宿泊施設、観光施設での外国人観光客受入れの阻害要因の一つに、受入施設側の意識の問題がある。 外国人観光客に対して、風俗習慣の違いにどう対応してよいか分からない点と漠然とした苦手意識により、受け入れに消極的になっている。 外国人研修生の受け入れは、外客受入のノウハウを得るほか、当該施設だけでなく所在観光地の情報を海外に伝えることができ、他の従業員や近在の観光施設の国際理解推進も期待できるため、今後、外国人観光客受け入れを進めるためには、有益な方法である。 しかし、現状では宿泊施設、観光施設での外国人研修生受け入れは、地方自治体や特定法人によるもの以外には認められていないのが実情である。 そこで、外国人研修生をホテル・旅館に受け入れるため、在留資格を取得する要件の緩和を求めるものである。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、菟山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度「JNTO調査」)に過ぎないという現状である。 そこで、今回、伊豆地域の「国際観光交流の促進(新規観光客(外国人観光客)の開拓)」と、魅力の創造を図り「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1505	15051010	会津大学の留学生の配偶者等被扶養者の就労時間等の緩和	留学生及び留学生の被扶養者として滞在している者の資格外活動期間を、留学生については長期休業期間について、配偶者については、緩和された留学生の長期休業期間内の範囲で規制緩和を願うものである。	週当たり28時間とされる留学生の配偶者の資格外活動期間を、留学生本人の長期休業期間内で緩和することによって、業務の選択肢や収入金額の増を図ることにより、修学状況の安定をはかることはもとより、配偶者の社会参加、地域社会への貢献の機会の増を目指すことにより、優秀な外国人研究者の地域定着の契機とする。	平成4年度に開学した会津大学は、平成7年度に大学院が開設し、アジアを中心に多くの留学生が学んでいる。その中には、家族で留学生生活を送っている方々もあり、本国と日本の物価の格差格差が、生活を圧迫している状況も見受けられる。このような状況をすこしでも軽減するため、学生およびその配偶者として特定資格を取得している者に対する労働時間の制限を緩和する。このことにより、の就労にかかる選択肢を増やし、収入の増を図ることによって、留学生及びその家族の生活の安定、修学の状況の安定を図る。また、就業を通じ、配偶者の社会参加や地域への貢献の機会の増を図る。	福島県	福島県会津若松市	(仮称)会津若松市知的産業集積特区	平成4年度に開学した会津大学におけるアジアを中心とした留学生、その配偶者として特定資格を取得している者に対する労働時間の制限を緩和する。このことにより収入の増を図ることによって、留学生及びその家族の生活の安定、修学の状況の安定を図る。また、就業をつうじて、配偶者の社会参加や地域への貢献の機会の増を図る。合わせて、多くの優秀な留学生や外国人研究者の起業環境を整備するために、同じ特定資格外活動の緩和と、投資 経営資格の緩和を目指すものである。
1598	15982160	プロジェクトC-3 通訳の雇用・育成		学校の夏季休暇などを活用して、外国語講師などを行なう外国人大学生に対する在留資格の付与		滋賀県	柚木俊一郎	忍者プロジェクト	甲賀は古来より忍者の里として有名な地方であり、今や世界のNINJAとして知られるようになっていす。しかし、後を残さず活躍した彼らはその行動も業績も謎のまま眠っています。その本物の忍者の姿を知っていただくとう開村したのが、忍術村でありました。世界に有名な忍術も個人の力で無一文から作122年間がんばってまいりましたが、現在まで国・県・町の援助もありません。観光立国 日本 代表の忍者をもう一度世界に送り出す計画が忍者プロジェクトです。
1035	10351010	旭川空港の通関、検疫(C.I.Q)業務を民間企業に委託する。	所管官庁職員のみで実施されている規制を撤廃する。	国際線定期便を就航させる。平成15年度200便足らずのチャーター便で地域経済の総合波及効果は5億4千万円超と推計されている。	所管官庁職員の旭川空港配置が困難。	北海道	澤渡 久芳	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かされてはいない、2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと言える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞く評判は上々であった。旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通して全ての自然が貴重な財産と言える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、研修を重ね民間企業に委託して可能な限り早期に国際線定期便の就航を促進すべきである。
1035	10352010	旭川空港の通関、検疫業務(C.I.Q)を民間に委託する。	関係所管官庁に依る、研修等の支援を頂き、民間に依る(C.I.Q)業務の処理を行い一日も早く飛行場の機能を十分に活用する事で地域経済の活性化を目指す。	C.I.Q業務を民間に委託し早期に国際線定期便を就航させ地域経済を再生する。	旭川空港は1200m滑走路で開港し、その後2500m滑走路に整備されたが、所管官庁職員のみで通関、検疫業務(C.I.Q)が実施される事となっている為、職員の配置に目途が立たず未だに国際線定期便が就航が出来ずその機能が十分に活用されていない。	北海道	澤渡 久芳	旭川空港に通関、検疫体制を整える。	旭川空港は、1200m滑走路で開港し、その後2500mに延長された。しかし未だ十分に生かされてはいない、2500m滑走路は、国際線の定期便が就航する事によってはじめて十分に活用されたと言える。幸いなことに当空港から近郊の北海道を代表する大雪山脈の峰々を展望する事が出来、チャーター便で降りた台湾等からの外国人に聞く評判は上々であった。旭川は北海道の中央部に位置し、冬期を初め四季を通して全ての自然が貴重な財産と言える。官公署の人員配置に問題が有って通関、検疫体制が不十分であるなら、
1580	15802010	C I Q業務への地方公共団体職員の派遣	C I Q機関が繁忙期など現在の人員体制で対応できない場合に地方公共団体の職員がその業務を行うことができるようモデル的に国からの受託事務として、C I Q業務に必要な実務知識・技術等に関する研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。	地方公共団体職員の研修実施 国際チャーター便の乗り入れが集中するような繁忙期などに研修を受けた地方公共団体職員がC I Q業務の一部を実施する。 上記取組を通して、円滑な国際チャーター便の就航が図られ、外国人観光客の増加につながり、国際観光振興と地域経済の活性化が図られる。	道内地方空港では、観光振興を視点として地域経済活性化のため、空港所在の自治体や経済団体が積極的に国際チャーター便の誘致活動を展開してきたことにより、平成12年度後半から外国人対象の国際チャーター便の乗り入れが急増しており、その運航の都度、空港の最寄りの各C I Q機関の出張所等の職員の出張体制により、対応することとなっている。 国においては、行政改革等により定員の増は厳しい状況にあり、人員体制が必ずしも十分でないため、他の道内空港と運航日等が重複した場合、全ての乗り入れ希望に対応できないことや乗客の出入国に相当な時間を要することもある。 現行、釧路、帯広、女満別、中標津空港における出入国業務については、札幌入国管理局釧路出張所4名が、通常2~3名体制で出張して対応しており、同日複数空港にチャーター便が離発着する場合は、対応不可能と思われる。また、税関、入管、検疫機関においても、空港と港湾業務が重複する場合は各機関厳しい対応が予想される。	北海道	北海道	外国人観光客倍増プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている観光産業は、関連する産業の裾野が広く、地域経済への波及効果が大きいことから、積極的な観光振興施策が必要であり、特に東アジア域からの道内地方空港への国際チャーター便を利用した外国人観光客の来訪が増加しているため、これに対応した体制づくり等を進める必要がある。 このため、東アジアの人々が観光旅行しやすい環境づくりや外国人観光客の受け入れ体制の整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1155	11552010	退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるC I Q体制の整備	開港となった場合、新たにC I Q関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるC I Q関連業務の実施を提案する。	七里長浜港の開港による取扱貨物量の拡大及び同港背後圏域における各種事業の振興。	C I Qは、それぞれ所管官庁が分かれており、人員配置の調整等が困難であるため。	青森県	青森県	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	本構想は、七里長浜港を開港することにより、取扱品目の制限が解除されることで、取扱貨物量の増大を図り、同港背後圏域において既存の特例措置を活用しながら実施する廃自動車リサイクル事業、廃棄物処理センター事業、溶融炉の熱源を利用した水気栽培農場事業等の振興を目指すものである。このために必要な措置として、開港指定条件の緩和及びC I Q体制の整備を提案するものである。
1430	14302010	日高港を活用した地域産業の活性化構想	【構想の概要】日高港(塩屋地区)を開港、出入国港、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。 【適用する支援措置】 外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検疫港指定を行うよう、運用を見直す。 【支援措置適用スケジュール】 平成17年度当初から 【地域の特性】 日高港は、御坊市周辺の地場産業である木材の取扱いを中心に利用されてきたが、既設の港湾施設(西川地区)は、水深が浅く大型船が接岸できないこと、背後地が狭隘で荷さばき地が十分確保できないことなどから、非効率な輸送形態を強いられてきた。こうしたことから、塩屋地区に大型船が接岸できる岸壁を備えた港湾を整備され、平成16年4月に供用を開始した。 【想定される効果】 原木を中心とした輸入貨物の取扱いが増え、港湾及び背後地域の活性化につながる。	日高港は、国の重要港湾に指定され、外材直輸入を主眼において整備された港湾であるにもかかわらず、開港、出入国港、植物検疫港に指定されていない。このため、日高港へ原木を輸入するためには、多くの手続を他港で行った後、入港する必要がある。水深等施設面では問題がないにもかかわらず、法的規制のみで利用者に余分な負担を強いることになる。上記指定港となるためには、外国船入港等の実績が必要であるが、地方の新しい港である日高港にとっては困難である。そこで、無条件で開港、出入国港、植物検疫港に指定し、手続簡便化を図ることが必要	和歌山県	和歌山県	日高港を活用した地域産業の活性化構想	日高港を活用した地域産業の活性化構想 【都道府県名】和歌山県 【申請主体】和歌山県 【構想の範囲】和歌山県御坊市の区域の一部(日高港区域の一部) 【構想の概要】日高港(塩屋地区)を開港、出入国港、植物検疫港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。 【適用する支援措置】 外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検疫港指定を行うよう、運用を見直す。	
1020	10202010	外国人登録法における職権による居住の消除等の規定の設置	現在、外国人登録法では、出国・死亡・日本国籍取得が確認できた場合のみ外国人登録を閉鎖することになっているため、実態に即さず居住が登録されたままになっている例(外国人登録で行うこととされている切替申請が長期にわたり行われずそのままになっている者・閉鎖照会の結果、閉鎖保留とされたままになっている者)があり、行政運営上多くの支障をきたしている。このように、外国人登録法で居住実態のない外国人に対して行う措置が規定されていないことが、市の人口の把握にとって不正確な要因になるとともに、行政運営上多くの支障をきたしている	市町村の実態調査に基づき、居住実態がないと判断できた者に対する居住の登録の消除等が、外国人登録法上で可能となる規定の設置。	外国人登録法では、出国・死亡・日本国籍取得が確認できた場合のみ外国人登録を閉鎖することになっているため、実態に即さず居住が登録されたままになっている例があり、行政運営上多くの支障をきたしている。	群馬県	群馬県太田市	外国人登録における職権による居住の消除	市町村の実態調査に基づき、居住実態がないと判断できた者に対する居住の登録の消除等が、外国人登録法上で可能となる規定の設置を要望するものである。
1449	14491010	合併後の地域自治組織への戸籍管掌、外国人登録手続事務の継続、及び社会福祉協議会の設置の権限等の付与	合併・政令指定都市移行を目指す本地域において、本市区域は一つの行政区になることが予定されている。行政区においては、戸籍管掌、外国人登録手続事務、及び社会福祉協議会の設置、についてその権限が与えられるが、合併後から政令指定都市移行までの期間は一時的にその権限を失い、事務の統一をせざるを得ない。 合併による住民の混乱を防ぐとともに無駄なコストを省き、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すために、合併後から政令指定都市移行の期間、地域自治組織へ前述の政令指定都市行政区の権限等を付与することができるような特例措置を求めるものである。	合併後から政令指定都市移行までの期間において、地域自治組織が戸籍管掌、外国人登録の手続及び社会福祉協議会の設置等の政令指定都市行政区の権限を付与されることにより、事務統一に係る無駄なコストを抑えるとともに、住民生活にとって重要である、戸籍、外国人登録及び社会福祉協議会について、住民の混乱を防ぎ、スムーズな合併・政令指定都市移行を目指すものである。	0	静岡県	地方公共団体	スムーズ合併 政令指定都市移行事務特区構想	本提案は、政令指定都市移行を目指す地域において、合併後の地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、戸籍管掌など行政区に与えられる権限を持つことができる特例措置を求めるものである。 政令指定都市の行政区が持つ、戸籍管掌、外国人登録手続事務、地区社会福祉協議会の設置、の権限等は、住民生活にとって重要な事務である。地域自治組織が政令指定都市移行までの期間、これらの権限を維持することにより、合併に係る住民の混乱や無駄なコストを削減し、合併・政令指定都市移行がスムーズに行われることを目的とする。
1016	10161020	戸籍謄抄本等のファックスによる申請・自宅郵送サービス	前回の申請では、「ファックスで申請した際の申請書原本の回収ができれば、認められる」との回答をいただきました。今回、原本回収の代替措置として、本人が市役所に来庁し、あらかじめ本人確認番号を登録しておき、ファックス申請の際に、申請書に本人しか知らない暗証番号を記載していただくことで、本人同一性の確認ができるようにしました。	戸籍謄本、抄本、除籍謄本、抄本、改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書等を市民等の利便及び限られた時間の有効活用を図るため、本人に1回市役所に来庁していただき、本人確認を行い、本人だけの確認番号の登録をしていただいた後に、本人から24時間ファックスにより申請を受け、手数料及び郵送料を市の専用の口座に振り込んでいただいで、市で手数料等の振り込みを確認した後に、本人の自宅(住民登録の住所)に証明書等を郵送するサービスを行う。	前回の回答では、「本人確認がとれない」とのことでしたが、今回、本人が、市役所の市民課の窓口に来て、運転免許証等で本人確認を行い、本人だけが知る本人確認番号を登録していただき、申請の際には、この本人だけが知る確認番号を申請書に記入してもらうことで、本人と同一であると確認できるので、ファックスによる申請を実施したい。 前回の申請で、「外国人登録原票記載事項証明書」について、ファックスによる申請・自宅郵送サービスが認められたので、総合的なサービスの向上を図るため、戸籍謄本等についても同様のサービスを実施したい。	埼玉県	埼玉県桶川市	住民票等ファックスによる申請自宅郵送サービス(住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス)	住民票、除かれた住民票、戸籍謄本、抄本、除籍謄本、抄本、改製原戸籍、戸籍の附票、身分証明書等を市民等の利便及び限られた時間の有効活用を図るため、本人に1回市役所に来庁していただき、本人確認を行い、本人だけの確認番号の登録をしていただいた後に、本人から24時間ファックスにより申請を受け、手数料及び郵送料を市の専用の口座に振り込んでいただいで、市で手数料等の振り込みを確認した後に、本人の自宅(住民登録の住所)に証明書等を郵送するサービスを行う。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1009	10092010	戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務を指定管理者に委任可能	公の施設の指定管理者に限り、戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務(公証)を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。戸籍謄抄本等戸籍に関する証明書交付事務も併設する予定であるが、当該事務を含め当該施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって完全にアウトソーシング(事務委任)する。	地域再生一次提案において他自治体から類似提案がなされた際、国からは「対応不可」との回答があったが、本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して民間委任するもの。指定管理者は施設の使用許可等の従来の行政処分であった領域まで認められていることから、さらに行政行為(公証)ができるよう提案するもの。	大阪府	大阪府大東市	駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎え、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機能を有した駅前サービスセンターの設置を検討しています。駅前サービスセンターは、市の玄関口として機能、生涯学習施設としての機能、市役所の証明書発行等の機能を有する施設として誕生する予定です。及びについては、指定管理者制度を活用し運営において民間のノウハウを活用しようと考えていますが、については民間に委任することができません。そこで、証明書の発行等についても指定管理者たる民間企業が実施できるよう提案するものです
1265	12652010	役場出張所機能の包括的な外部委託	・権限移譲が必要な事務の内容、範囲 現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様提案のポイント参照)の事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸手続事務等も含めた事務を包括的に外部委託する。 ・委託の方法 町が条例に基づき、個人情報の守秘義務やプライバシーの確保を厳密に規定した「特定事務の取り扱いに関する協定」を結ぶ。 ・受託先のは、田村郡内を網羅する、農産業経済の中心組織であり、役場よりも早期に広域化と経営組織の再編を成功させた実績と能力があり、将来にわたり、今回の提案内容に充分対応できる事が、確実である。	役場出張所機能の包括的事務委託 効果：役場は機構改革がさらに進み、より効率的な事務執行と経費の節減が可能となる。また地域住民にとっては、諸手続のワンストップ化が可能となり、利便性が向上するだけでなく、地域づくりの中心としての幅広い活動に対する柔軟な対応が期待できる。	・住民サービスの低下を招かない町村合併や広域連携の推進のためには、地域行政に代わる信頼の置ける組織がどうしても必要である。 ・現行法規によると、郵便局では、本人が直接出向いた場合の住民票と戸籍の発行取次ぎ事務など8つ(別様資料提案のポイント参照)事務しか委託ができず、特に地域住民の生活に関わりの深い児童手当や生活保護申請、老人医療費請求や介護認定申請ほか各種補助申請など保健福祉関係諸手続事務も含めた包括的な外部委託のためには、全国的にもすでに合併や広域化にいち早く取り組み、地域住民からも信頼と実績のある農業協同組合組織に、事務を包括的に委託できる制度がどうしても必要である。	福島県	福島県船引町	役場出張所事務の包括的な外部委託による 地域再生構想	・提案の概要 現在の出張所区域の町が条例で定めた資格要件を満たすものとの間で、「船引町役場の特定事務の取扱に関する協定」を締結し、現在の「地方公共団体の特定の郵便官署における取扱いに関する法律」では対応が不十分な、住民票取扱い事務、戸籍取扱い事務以外の保健福祉関係諸手続事務等も含めて、役場出張所事務を包括的に町が条例で定めた資格要件を満たすものに委託する。 ・効果 提案により、住民サービスと、受託者自体についても利用効率により充実し、地域自らの柔軟な創意と工夫による地域づくりの可能性が広がり、地域雇用の創出と地域の活性化が可能となる。
1377	13772010	電子化された戸籍原簿(サーバ)のアウトソーシングを可能とする。	電子自治体化推進において、情報システムの管理は自治体の大きな負担となっており、そうした中でアウトソーシングは大きな流れとなっている。戸籍システムについてもアウトソーシングを可能とすることにより、いっそう効率的な電子自治体化推進と地元IT企業の活性化やそれに伴う雇用を創出する。	当市においては、専用光ファイバーで民間IDCの市専用環境と市庁舎を直結し、市の業務に関わるIDC職員の限定、機密保持契約やSLAによる厳密な業務管理による業務システムや住基ネットのアウトソーシングを行っており、戸籍システムについても同様の条件の下でアウトソーシングを行う。	戸籍法においては戸籍原簿の庁内管理が定められているため、電子化された戸籍原簿(サーバ)においても庁内で管理する必要があり、電子自治体化推進において他の業務との連携に欠け、戸籍システム管理に係る市の負担が大きくなっている。これをアウトソーシングすることにより、利便性の向上と経費節減が図られ、地元IT企業の活性化と雇用拡大につながる。	福島県	福島県喜多方市	戸籍システムのアウトソーシング	地元民間IDCを活用した戸籍システムのアウトソーシングによる電子自治体構築
1518	15181070	埋火葬に係る戸籍事務準則の緩和	戸籍事務取扱準則制定標準解説第26条の5で戸籍の受理については、吏員が直接行うとする解釈を変更する。	委託警備員による発給の実現により、簡素で効率的な行政運営を展開する。	戸籍法に基づく各種の届出の受理決定に当たっては、市町村長は実質的審査権は有しておらず、形式的審査権のみを有しており、また、届出の種類は、創設的届出と報告的届出とに分類することができる。戸籍法第86条の規定による死亡届の際には、医師法の規定により医師が作成した死亡診断書又は検案書の添付が義務付けされており、さらに、墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定により、埋火葬の許可証の交付が義務付けされているが、死亡届は、人の死亡という事実を有資格者による証明書を添付の上、報告するという報告的届出である。死亡届の受理決定は、行政処分であるが、業務の性格上事実行為の確認に過ぎないことから、民間委託は可能であると考えられる。	埼玉県	埼玉県志木市	地方自治解放特区	地方分権を推進し、危機的な財政状況や少子高齢社会に対応するため、地方の特性を生かした効率的かつ効果的な行政運営の実現に向け、地方の自立や活性化の最大の障害となっている全国一律に規定されている市町村長制や教育委員会の設置の廃止など、様々な分野にわたる現行システムから地方を解放する。
1568	15681030	地籍の明確化について、国土調査法でなく不動産登記法において不動産登記法第17条地図の整備促進の具体的な位置づけを行う。	地籍の明確化は、不動産登記法第17条地図が登記所に備え付けられることである。そのための手順が不動産登記法にないため、地籍調査事業がある国土調査法に頼っている。そのため、各種事業成果を受領する不動産登記法に国土調査法第19条第5項指定等の要件がなく、不動産登記法第17条地図としなくても事業が完了できてしまうため、不動産登記法としての改善をしていただきたい。	各種事業(土地改良、土地区画整理等)での確定測量図等の成果品について、不動産登記法に判断を位置づけることで、17条地図としての要件を満たし、登記所に備え付けることが可能となる。	法務局地図の現況は、国土調査法第19条第5項指定を受けているにもかかわらず、不動産登記法第17条地図になっていないものや、指定を受けずに17条地図になっている等、地図の取扱いが不明確である。掛川市では基準点の全市域整備により、各種の測量を基準点に基づいて行うことが可能であり、不動産登記制度として各種の事業成果に、17条地図作製のためのルールを作ること地籍の明確化が推進される。	静岡県	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素 合理化を行い、地籍の明確化を推進する。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1568	15681040	地籍調査事業区域内の公共用地、土地台帳一元化以前に官有地へ編入済みの個人名所有地や法定外公共物などの処理の簡素化	閉鎖済みの旧土地台帳で官有地への編入が確認ができる場合には、法的な公共物管理者の公示行為等により、権利移転を可能としていただきたい。また、譲与済みの法定外公共物については、土地の表示とともに合併があったものとして、地籍調査事業において一括処理ができるよう取扱いを簡略化していただきたい。	公共用地管理のために地籍調査事業を行うメリットができ、用地境界のみでなく土地としての権原を明確にした管理が可能となる。また、未着手市町村等に対して、地籍調査事業を実施する動機付けとなる。	地籍調査では、道路・河川等の長狭物内については現地確認不能地として処理して良いこととなっているが、公共用地管理の観点からは、個人名で残っている土地や法定外公共物の確定ができず、道路の付け替え等による登記処理ができないことになってしまう。このような土地についても、地籍調査事業の中で処理できれば、実施主体である市町村としてのメリットが生まれ、事業が促進される。	静岡県	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素化・合理化を行い、地籍の明確化を推進する。
1568	15681050	法務局において、掛川市が設置した公共基準点から測量される各種座標成果の管理、公開についての取扱いの明確化及び設置済みの基準点を活用することによる積極的な地籍整備促進策の樹立を図る。	掛川市で設置した基準点を活用した測量を促進させるため、各種の境界測量ではこの基準点からの測量を優先させ、地積測量図等の作成のための引照点として活用することで、基準点に基づいた公共座標成果の蓄積を促進させる。	基準点から測量された座標データを蓄積することで、具体的な地籍の明確化が促進される。	掛川市では、全市域への高精度な公共基準点の設置とあわせ、基準点からの土地境界測量を推進し、そのデータの回収、蓄積に努めており、年間1～2km ² の面積のデータが集積されている。このデータを、法務局と共有できるようにすれば、さらに有効な施策として地籍の明確化が図られると思慮するため。	静岡県	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素化・合理化を行い、地籍の明確化を推進する。
1568	15681060	不動産登記法第17条地図の世界測地系移行に伴う地図の四隅座標の表示を、TKY2JGDでなく既測量データに基づく改ざんにより、新成果を求めた掛川市の基準点成果に整合させる。	TKY2JGDによる変換方法は全国的な標準変換手法を検討したもので、高精度な基準点成果を持つ掛川市では、観測データに基づいた再計算(改算)により、全市に設置した基準点成果の変換量を算出して各種測量成果の整合を確保しており、登記所地図との不整合により、今後の基準点の活用に支障があらはならないため、地図の整合性について見直していただきたい。	基準点から測量された座標データと地図の位置が正確に一致することで、境界座標データの管理が有利になり、地籍の明確化がより促進される。	掛川市の公共基準点は、当時、類を見ない規模でGPSにより観測を行い、網平均計算では問題のある国家基準点成果について、その観測データを用いて国土地理院により改算された上で行った。世界測地系への移行についても、当時の観測データを使用して再計算を行っており、全国一律の座標変化と整合せず、基準点から測量した成果と地図との不整合が生じているため。	静岡県	掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素化・合理化を行い、地籍の明確化を推進する。
1214	12141060	道路等用地寄付時の登記手続簡素化	道路等用地寄付時の登記手続について、市は、寄付部分についての抵当権抹消と所有権移転登記を囑託登記の形で行うものとし、金融機関に対して、抵当権抹消に特段の支障がない場合は所定期限内に書類等提出を促していく。さらに統廃合の過程が明白な金融機関については、必要最少限の書類をもって市または法務局が、囑託登記または職権で名義書換や抹消登記を行えるようにする。	道路等用地寄付時の登記手続について、市は、寄付部分についての抵当権抹消と所有権移転登記を囑託登記の形で行うものとし、金融機関に対して、抵当権抹消に特段の支障がない場合は所定期限内に書類等提出を促していく。さらに統廃合の過程が明白な金融機関については、必要最少限の書類をもって市または法務局が、囑託登記または職権で名義書換や抹消登記を行えるようにする。市民に切実な生活道路や下水道等の整備をより早く、官民双方の事務コストをかけずに実施することを可能とし、大きな経済効果が得る。	狭隘な生活道路が多い草加市では、住宅等の新・改築等に際して後退していただき、私有地の寄付を受けて道路、水路等を整備するケースが多い。寄付を受ける土地に抵当権が設定されている場合、これを抹消するために抵当権者(金融機関)の協力を得ながら様々な書類を用意し、提出する。折から、金融再編成のもと金融機関の統廃合が急速に進んでいるが、そのことが、この登記時に提出を求められる書類等を一層増加させ、また金融機関にその都度の負担を合わせて、手続きを長期化(2ヵ月～1年)する一因となっている。これを簡素化し、公道整備等の事業の円滑化をはかるとともに、市及び金融機関双方の事務とコストを低減し、事業のスピードアップをはかるうとするものである。地域的生活道路は、住宅等の新築、建替え等に際して前面道路から後退していただき、寄付を受けて公道として整備しているケースが多い。草加市では、生活道路の整備を必要とする地域が未だに多く、これを円滑に進めて市民の切実なニーズに迅速に応える必要がある。また、公共下水道整備に際しては私道部分の寄付を受けて公道とし、枝管を整備して各家庭に供用するケースも多い。その際、多くの時間と労力を要するのが、抵当権の処理である。寄付を受ける土地は、それ以外の敷地等と一体化して抵当権が設定されていることが多く、寄付対象の土地とそれ以外の土地を分筆し、寄付対象地から抵当権を抹消しなければならない。その手順は次のとおりである。まず、市は寄付申請者の申請に基づいて、添付書類の写し(寄付申請書、案内図、公図、地積測量図、土地登記簿全部事項証明書)及び抵当権抹消承諾書のひな形を揃える。次に、金融機関に対して抹消承諾書への所要事項の記入押印、印鑑証明書と資格証明書等(統廃合等により金融機関名が変わっている場合は、変更が遡って確認できる履歴事項証明書や閉鎖事項証明書等)の提出を依頼する。当市指定金融機関を例に取れば、現時点での金融機関が「埼玉りそな銀行」で、登記上の抵当権者が「埼玉銀行」である場合、あさひ銀行、協和埼玉銀行、埼玉銀行と遡って履歴を確認できる書類を依頼することとなる。	埼玉県	埼玉県草加市	頑張る自治体 生産性向上プロジェクト	草加市は、一般会計、特別会計をあわせて1千億円余を支出する市内最大のサービス事業所である。この事業所が、いかに生産性を高め、最大かつ最も効果的なサービスを最少のコストで提供できるかは、市民の公共福祉の増進はもとより、地域経済にも大きな影響を与える。そこで、草加市が日々執行している事務・事業に焦点を当て、そのコストパフォーマンスとサービスの向上に支障となっている諸規制の緩和をはかる「頑張る自治体 生産性向上プロジェクト」を提案する。草加市では、この取組みを通じて、より一層の経営改革を進め、厳しい財政事情のもとで市民・納税者の納得を得られる行政運営とサービスを実現しようとするものである。

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
					<p>金融機関は、これらの書類を整え(多くは法務局から取り寄せ)て市に提出する。その際、名義上の抵当権者が旧金融機関となっているときは、現金金融機関名に変更になったことの証明書が必要となる。この証明書には、資格証明書として、現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書あるいは旧商業登記簿謄本を登記の条件(の例よう)に合わせなくてはならない。</p> <p>市は、寄付部分についての抵当権抹消と所有権移転登記を囑託登記の形で行う。囑託登記では、登録免許税はかからないこととなる。</p> <p>抵当権を含め、不動産に関する諸権利の得喪変更については、事実関係を確認できる書類等が必要となることは言うまでもない。しかし、金融機関の再編成過程は、誰にも明らかな周知のことである。公的な業務として遂行する抹消手続きに際して、その都度、これを遡って一つ一つ証明する書類が必要とは思えない。まして、資格証明や履歴事項証明は法務局が所管するものであり、各法務局のデータが電子化、ネットワーク化されていることからすれば、内部で簡単に確認できるものであろう。これらを省略できるだけでも、市、金融機関双方の事務負担が大幅に軽減できる。</p> <p>また、軽減措置が加えられているとはいえ、金融機関が統廃合等のたびごとに登記をしなくてはならないとすれば、名義の書換と登録免許税負担が発生することとなる。また、囑託登記の条件に合うように資格証明書をすべて揃えることは、金融機関が積極的に協力しにくい要因となり、手続きの長期化につながっている。金融機関に対して、抵当権抹消に特段の支障がない場合は所定期限内に書類等提出を促していく。さらに統廃合の過程が明白な金融機関については、必要最少限の書類をもって市または法務局が、囑託登記または職権で名義書換や抹消登記を行えるようにすることができれば、さらに簡素化と迅速化、コスト低減がはかれる。</p> <p>市民に切実な生活道路や下水道等の整備をより早く、官民双方の事務コストをかけずに実施することが可能となり、大きな経済効果が得られると考えられることから、その実現を提案するものである。</p>				
1126	11261010	保留地の権利保全制度の改善	<p>区画整理法の一部改定し、保留地の権利保全制度の改善を行う。</p> <p>区画整理保留地に限り、法務局に保留地原簿を備付け、登記簿に準ずる扱いとし、保留地の権利変動等の管理を法務局が行う。(区画整理法の中に第二登記簿を認める条項を創設)</p> <p>通常の謄本と同じように「保留地管理台帳謄本」といった名称で交付が可能とする。その際、法務局の証印を押すが、例えば「本区画整理事業が完了した後、当内容で本登記できるものである」等の文言を付記するものとする。</p>	<p>区画整理事業概要(当社が業務代行)</p> <p>1)事業名:千葉都市計画事業土気東特定土地区画整理事業</p> <p>2)施行面積:85ha</p> <p>3)保留地:1500区画(249,000㎡)</p> <p>4)販売実績:70区画/年(H14年度)</p> <p>5)保留地販売開始:H14/11~</p> <p>長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により郊外型建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売が20年を超え、事業の長期化に直結する。益々保留地の権利保全は先送りとなり、担保能力が著しく低下する。</p> <p>本提案が了承されれば、金融機関の保留地に対する担保評価(現状は実勢価格の2割評価の銀行もある)も大幅に高まり、消費者が従来並みの融資を金融機関から受けることができるようになる。その結果、保留地の販売促進につながり、事業期間の延長は避けることができる。健全な組合事業期間として解散に導くことが可能となる。</p>	<p>多くの区画整理組合は長引く地価下落を受け、当初予定の保留地価格では処分できずに事業が長期化している。そのため保留地の権利保全が遅延となり、金融機関が保留地に対する担保能力を異常に低く見積もるケースが多発し、結果消費者が十分な融資を受けられずに保留地を購入できない状況が続いている。地価下落と相まって保留地が権利保全出来ない問題はより一層区画整理事業を窮地に追い込んでいる。全国の区画整理事業を蘇生させるために保留地の権利保全制度の改善は必要である。</p>	東京都	東急不動産(株)	区画整理事業に伴う「保留地の権利保全制度の改善」及び「民間都市開発推進機構による保留地取得」	<p>低迷する区画整理事業を蘇生させるために保留地売却の促進策を2つ提案する。</p> <p>区画整理保留地に限り、法務局に保留地原簿を備付け、登記簿に準ずる扱いとし、保留地の権利変動等の管理を法務局が行う(区画整理法の中で第二登記簿を創設する)通常の謄本と同じように「保留地管理台帳謄本」といった名称で交付が可能とする。その際、法務局の証印を押すが、例えば「本区画整理事業が完了した後、当内容で本登記できるものである」等の文言を付記する。</p> <p>民間都市開発推進機構の土地取得業務の中で「取得できる土地の要件」に「三大都市圏内での区画整理事業による保留地」が対象となるよう現行要件を柔軟化する。</p>
1260	12601010	保留地の権利保全制度の改善	<p>土地区画整理法一部を改訂し、保留地を法務局の管理とし通常の土地に準ずる扱いとする。施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる(区画整理法の中で第二登記簿を創設する)扱いとし、法務局に備え付けとする。保留地の権利変動等の管理を法務局が行い、「保留地管理台帳謄本」などという名称で法務局の証印を押し交付が可能とする。その際、に「本区画整理事業の換地処分の公告と同時に当該事項のとおり登記する」等の文言を付記する。</p>	<p>対象となる土地区画整理事業</p> <p>1)公共団体施行:南部第二工区・小中台・検見川稲毛</p> <p>2)組合施行:南部蘇我・土気東・稲毛北</p> <p>組合施行による土地区画整理事業は、近年の景気低迷による土地下落や土地取引の停滞により、保留地の処分(販売)が進まず事業運営に支障をきたしている。保留地処分の遅延は事業の長期化に直結することとなり、保留地の登記はさらに先送りされ担保能力は著しく低下する。本提案により金融機関の保留地に対する評価が高まり、通常の融資を受けることが可能となれば保留地処分(販売)促進に繋がる。事業の長期化も避けられ事業期間内に組合を解散へ導くことも可能となり、事業本来の目的である良好な市街地整備を早期に完遂できる。</p>	<p>住宅供給型の組合施行による土地区画整理事業は、事業費の大部分を保留地処分金に依存している事業であることから、近年の景気低迷による地価下落や土地取引の停滞により、保留地処分が進まず事業運営に支障をきたしている。組合は事業費の削減・保留地処分の工夫・再減歩などの自助努力を行なっているものの、唯一の収入源である保留地処分(販売)は依然として停滞している。一般の購買客が保留地を購入しようとする場合、登記ができない土地であることから金融機関からの融資額が非常に低い(または受けられない)事態が発生し、保留地処分(販売)の障害の一因となっている。これを解消し保留地処分(販売)の促進を図りたい。この方策として土地区画整理法の一部を改定し、保留地(予定地)を法務局の管理とすることで、通常の土地に準ずる扱いになり担保価値を高めることとなる。これにより保留地処分(販売)が滞ることなく進み、しいては良好な市街地の形成へと繋がる。</p>	千葉県	千葉市	保留地の権利保全制度の改善	<p>保留地を取得しようとする場合、登記ができない土地であることから、金融機関からの融資額が非常に低い事態が発生し、保留地販売の障害となっている。担保価値を高めるため土地区画整理法の一部を改訂し、保留地を法務局の管理とし通常の土地に準ずる扱いとする。施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる(区画整理法の中で第二登記簿を創設する)扱いとし、法務局に備え付けとする。保留地の権利変動等の管理を法務局が行い、「保留地管理台帳謄本」などという名称で法務局の証印を押し交付が可能とする。その際、に「本区画整理事業の換地処分の公告と同時に当該事項のとおり登記する」等の文言を付記する。</p>
1371	13712010	施行済み土地区画整理地区内における、土地区画整理士の地域マネージャー制度の導入	<p>過去に、旧区画整理法において実施された区画整理事業は、技術的にも発展途上であったため、精度において誤差が大きいことや、その後の境界杭の明確でなかったり保存できていなかったことから、現在の土地取引や境界査定において不便をきたす場合がある。その際、スムーズに問題を解決するためには、一般住民が区画整理事業の正確をよく理解している専門的アドバイザーを活用できる制度が必要である。</p> <p>通常、土地区画整理事業の換地処分が完了すると、その後土地に関する相談や手続きには、土地家屋調査士や司法書士が係ることになり、紛争となると裁判所、ということになります。ここで、区画整理地区内においては事業終了後も、区画整理事業の手法・性格を熟知した土地区画整理士のアドバイスを受けられる制度を確立する。</p>	<p>施行済み土地区画整理事業地区においては、土地家屋調査士や司法書士と同じように土地区画整理士が直接住民の相談を受けることを可能とする。</p>	<p>旧土地区画整理法時代、長さの単位が「間、尺、寸」で表示された図面と現地の境界調整を行なうために、都市再生土地区画整理事業の提案を行ったが認められなかったため、今回、土地区画整理の専門知識を有する土地区画整理士を一般住民が活用できる制度を確立することにより、民間の境界問題を調停することができる。</p>	福島県	福島県喜多方市	施行済み土地区画整理地区内における、土地区画整理士の地域マネージャー制度の導入	<p>通常、土地区画整理事業の換地処分が完了すると、その後土地に関する相談や手続きには、土地家屋調査士や司法書士が係ることになり、紛争となると裁判所、ということになります。ここで、区画整理地区内においては事業終了後も、区画整理事業の手法・性格を熟知した土地区画整理士のアドバイスを受けられる制度を確立する。</p>

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1362	13621020	未公開株式市場に株式を登録する会社の監査の特例	未公開株式会社企業は、そのほとんどが小会社、中会社であり、会計監査人の監査を必要とされていない。しかし、市場において株式を売買する場合には、投資家に対する適切な会計情報の提供がなされなければならない。そこで会計監査として、税理士がその財務諸表の信頼性を証明することができることとする。	小会社、中会社は公認会計士による会計監査人の監査を受けることを義務づけられてはいるが、市場において株式を売買することになれば、投資家に正確な会計情報を提供しなければならない。そこで、税理士が小会社、中会社の会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにする。	現行の法律において、監査は公認会計士にのみ与えられた権利である。しかし、未公開株式市場を開設し、そこで株式を流通させるとなると、投資家に正確な会計情報を提供するために監査を必要とする株式会社が増加することになる。 すると現行のままでは、小会社、中会社の経済性の問題や、公認会計士が不足している等の問題に直面してしまい実現が困難になる可能性が高い。そこで、現行の規制を緩和し、小会社、中会社の会計に精通した税理士が会計監査人となり、財務諸表の信頼性を証明することができるようにしたい。今現在、すでに「会計参与」として税理士が証明できるようになる制度を制定しようとする動きがある。	神奈川県	日本起業家協会 理事長 山田長満	ファーズ・マーズ・ジャパン (未公開株式売買市場)開設構想	証券業、有価証券市場の登録・免許を緩和し、たれでも一定の要件を満たせば未公開株式市場を開設することができることを目指す。 日本経済の活性化には、新規産業の創出とともに、株式未公開企業の直接金融による資金調達への拡充・拡大を図ることが重要である。また、会計情報の信頼性確保のため、税理士が会計監査人として証明を担うことを義務づければ、多くの中小企業またはベンチャー企業は少ない負担で資金調達が容易となると考える。さらに将来的に各都道府県、市町村ごとに市場開設を目指し、地域経済の活性化に寄与する。
1275	12751010	刑務所の運営業務の民間委託	刑務所において、施設の警備や被収容者の処遇も含めた大幅な業務の民間委託が可能となるよう、監獄法の特例を設ける。	官民協働による運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備するとの基本方針の下、山口県美祢市にPFI手法を活用して刑務所を整備する検討が行われている。この刑務所において、従来から行われてきた定型的業務の民間委託に加えて、施設の警備、被収容者の処遇も含めた大幅な業務の民間委託を実施することにより、過疎地域における新たな雇用機会を増大し、地域経済の活性化につながる事が可能となるものとする。	現行の監獄法では、民間委託を可能とする根拠規定が設けられていないことから、刑務所では、自動車運転や清掃など定型的な業務を除き、施設の警備や被収容者の処遇にかかわる業務を民間に委託することはできない。もっとも、このような公権力の行使にかかわる業務を民間委託するに当たっては、民間事業者の守秘義務、みなし公務員規定、資格要件など、業務の適正な実施を確保するための措置も必要と考えられることから、そのような担保措置を講じつつ、民間委託を可能とする特例を設ける必要がある。	山口県	山口県、山口県美祢市	美祢社会復帰促進センター PFI 特区	法務省において、山口県美祢市にPFI手法により整備が検討されている刑務所において、刑務所施設の警備や受刑者の処遇など公権力の行使にかかわる業務の民間委託を可能とするための監獄法の規制緩和を行うことにより、官製市場の開放が図られ、美祢市やその周辺地域における新たな雇用の機会を増大につながるとともに地域の活性化が図られる。 また、刑務所内に開設される診療所の管理を、公的医療機関が受託し、一般住民に対してその診療所設備の利用を可能とするための医療法及び監獄法の規制緩和を行うことにより、婦人科診療施設の存在しない同地域において、住民に対する医療サービスの拡充を図ることができる。
1275	12751020	刑務所内の診療所等の管理委託	刑務所の中に設けられた診療所等の管理を公的医療機関に委託するとともに、併せて当該医療機関が地域住民に対する医療を提供するため、診療所の設備等を利用できるよう、監獄法及び医療法の規制の特例を設ける。	官民協働による運営や地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を整備するとの基本方針の下、山口県美祢市にPFI手法を活用して刑務所を整備する検討が行われている。刑務所には、被収容者に対する医療を提供するための診療所等が設けられるなど、医療設備は整っているところ、新たな医療機関の設置が困難な立地条件にある地域において、公的医療機関が当該地域内に所在する刑務所内の診療所等の管理を受託し、被収容者に対する医療を提供するとともに、併せて診療所の設備等を利用して、施設の周辺地域の住民に対する医療を提供することにより、地域の医療体制の充実を図ることができる。	現行の医療法では、診療所等の開設者がその管理を包括的に委託することは制限されていることから、公的医療機関が刑務所内の診療所等の管理を受託するための特例を設ける必要がある。 また、現行の監獄法による刑務所の担う機能は、被収容者の収容と処遇であるため、監獄内に設けられた診療所等を被収容者以外の者に医療を提供するため利用することは想定されていないことから、公的医療機関がこのような目的のため診療所の施設、設備等を利用することを可能にするための特例を設ける必要がある。	山口県	山口県、山口県美祢市	美祢社会復帰促進センター PFI 特区	法務省において、山口県美祢市にPFI手法により整備が検討されている刑務所において、刑務所施設の警備や受刑者の処遇など公権力の行使にかかわる業務の民間委託を可能とするための監獄法の規制緩和を行うことにより、官製市場の開放が図られ、美祢市やその周辺地域における新たな雇用の機会を増大につながるとともに地域の活性化が図られる。 また、刑務所内に開設される診療所の管理を、公的医療機関が受託し、一般住民に対してその診療所設備の利用を可能とするための医療法及び監獄法の規制緩和を行うことにより、婦人科診療施設の存在しない同地域において、住民に対する医療サービスの拡充を図ることができる。
1570	15701010	尊厳死特区構想は、一定の条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。	尊厳死を選ぶことが、医師にとって、ひとつ間違えば犯罪になる恐れがあることと、実態として尊厳死が行われていることを考慮し、尊厳死が国民的同意が得られるよう、尊厳死の条件及び手続等を明確化すること及び刑法の諸規定の適用除外を求める。	市内の病院にあっては、明確化された尊厳死の手続により、尊厳死が行われるようにする。	この尊厳死特区構想は、一定の条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。掛川市においては、昭和52年から生涯学習人生を市政の根幹テーマとし、その究極の目的を一世一週間の人生の実現としてきた。その意味は、健康で一世一週間の人生を、寝込んだら家族の負担や社会的コストをかけることなく、一週間でサヨナラすることを理想とし、この実現への努力(よき生活習慣)が生涯学習行動そのものと考え、帰結のあり方として提案するものである。期待される効果は、死と真剣に向き合うこと(死を明らかに)、本人の尊厳と苦痛の除去、家族の長期介護労働からの解放、過剰な医療コストの縮減、本人が使用できない年金の節減、医療福祉施設の拡大・拡充に歯止めをかけること等である。結果として人間らしさを最期まで保持する本人の願いの実現と、本人の意志に反した終末期の膨大な諸経費や負担を取り除き、生涯学習と地域経済活性化に寄与する。	静岡県	掛川市	掛川市尊厳死特区構想	この特区構想は、満85歳以上であること、本人の意思が明白な時に、公証人役場又は弁護士等の立ち会いのもとで書かれた尊厳死を望む宣言(表明書)の存在、家族の同意、複数の医師による植物人間化・不治の診断書の4条件をクリアした場合について、本人の意志に反して延命治療を行わず、尊厳死を認めることを手続的に明確化することである。尊厳死の意義・効果は、死をよく考えること(死を明らかに)、本人の尊厳を守り苦痛を除去すること、家族の長期介護労働からの解放、過剰な医療コストを縮減すること、本人が使用できない年金の節減、医療福祉施設の拡大・拡充に歯止めをかけること等々が期待される。
1243	12431010	地域振興エンターテイメント特区	「構造改革特区では刑法は扱わない」との了解事項の解除、刑法 第185条 - 187条 を特区内及び海外観光客には適用しない、刑法 第35条 - 「法令又は正当な業務による行為は罰しない」この条文を特区内に適用する。	地域活性化の為に遊戯施設(カジノ)とその地域の特徴を発信出来る施設を行政の管理化で民間の力を生かされる体制で運営する施設をPFI等を利用して特区内に設置する。	0	その他	Alliance of Entertainment Initiative	地域振興エンターテイメント特区	観光立国を目指す日本、この事を実現する為に、構造改革区内に、外国人のみ入場できる遊戯施設をつくる。設立主体は地方自治体とし、観光立国と主務官庁の国土交通省と施設の性格を考慮し警察庁の共同主管とする。運営は行政より認可を受けた民間とする。この場合はPFI等の民間を活用する手段を活用する。6.

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1026	10261110	カジノ・ハウス特別法の早期設置(刑法賭博罪)の規制	カジノは日本では認められていないが、世界の多くの国で設置されており、国際的には一般的なゲーミング産業として経済波及効果や雇用創出効果が期待できるものである。現在カジノは賭博罪にあたる為、特別立法の必要性がある。	鞍手町内国有林(98林班)の1km内に複合施設として民設民営で運営する。外国人と入場許可証を持った日本人を対象とし、地元一般人は入場禁止とする。日本城下町イメージの空間作りで観光産業として、社会福祉に特化した町づくりの可能性を見出す。	社会的弱者の福祉を充実させる財源は、社会的強者とされる者の、カジノでの経済活動における収入の一部を充てる事を義務付ける。雇用創出や町づくりのシンボルとなり経済効果がある。	福岡県	社会福祉法人鞍手会 ケイティ・エンタープライズ株式会社 有限会社かじと 梶栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	介護・医療・保育等々の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る。日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する。民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる。経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する。介護保険1割自己負担金分を事業者割引の裁量権を認める。
1476	14761010	港湾にかかわる手続きの完全電子化のための規制改革	港湾にかかわる手続きの完全電子化のため、電子帳簿法その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出入の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証明書などについても、例外なく電子化を進めること。	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 一元的経営事業の効果が高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。現状、通関手続きは申請書類が電子化されているが、他法令に基づく電子化されていない書類の添付が義務づけられていることから、実質的な完全電子化は達成されていない。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。 現状では、大阪湾内の各港湾の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争力に大きなダメージを受ける。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、 (社)関西経済同友会、 関西経営者協会、 大阪商工会議所、 京都商工会議所、 神戸商工会議所	大阪湾港湾の一元的経営事業の推進	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人 関西港湾機構(仮称)を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。 一元的経営事業の効果が高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。